

国土強靱化年次計画2025

(素案)

令和 7 年 月 日

目 次

(頁)

はじめに	1
------	---

第 1 章 2025年度（令和 7 年度）の国土強靱化の取組について	2
------------------------------------	---

1 国土強靱化年次計画2025の策定及びこれに基づく施策の推進	2
---------------------------------	---

（1）年次計画策定の趣旨	2
--------------	---

（2）施策グループ推進のための施策の充実・強化	2
-------------------------	---

1）国土強靱化政策の展開方向	2
----------------	---

2）5 か年加速化対策の推進	2
----------------	---

3）地域の強靱化の推進	3
-------------	---

4）官民連携の促進と「民」主導の取組の活性化	4
------------------------	---

5）世界の強靱化の主導等国际貢献の推進	5
---------------------	---

（3）指標の充実による PDCA サイクルの強化	5
--------------------------	---

（4）国土強靱化の広報・普及啓発活動の推進	5
-----------------------	---

1）「国土強靱化 広報・普及啓発活動戦略」の推進	6
--------------------------	---

2）リスクコミュニケーション	6
----------------	---

2 基本計画を踏まえた国の他の計画の見直し	6
-----------------------	---

3 大規模自然災害等を踏まえた国土強靱化の取組の強化	6
----------------------------	---

4 国土強靱化実施中期計画の策定に向けた検討	6
------------------------	---

第 2 章 各施策グループの推進方針等	8
---------------------	---

1 概要	8
------	---

2 35の各施策グループの推進方針及び各施策グループ推進のための	
----------------------------------	--

主要施策	13
------	----

第 3 章 防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策の	
----------------------------------	--

進捗管理	61
------	----

1 防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策の進捗状況	
----------------------------------	--

（事業費ベース）	61
----------	----

1	2	123対策の進捗状況	61
2	(1)	KPIに基づく目標達成の見通し	61
3	(2)	取組事例と効果発現の状況	62
4	1)	激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策	62
5	2)	予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策	63
6	3)	国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進	63
7	3	今後の課題	64
8	4	防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策施策別評価シート	65
9			
10		附属資料（別紙）	67
11	(別紙1)	施策・指標一覧	
12	(別紙2)	国土強靱化推進本部に報告すべき国の他の計画等一覧	

1 はじめに

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号。以下「基本法」という。）が公布・施行されて以来約 10 年が経過した。

令和 5 年 6 月には、基本法に新たに国土強靱化実施中期計画（以下「実施中期計画」という。）の策定や国土強靱化推進会議を位置付けた一部改正法（以下「改正法」という。）が公布・施行され、また、同年 7 月には、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等も踏まえ、「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を見直し、中長期的な目標や施策分野ごとのハード・ソフトに渡る推進方針を明らかにするなど、国土強靱化の取組の更なる強化を図ることとしている。

令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では、甚大な被害が発生し、多くの人命や財産が犠牲となった。高齢化・過疎化が進む半島地域における厳冬期の災害という、厳しい条件が幾重にも重なった災害であった。その後、復旧・復興の最中に能登地域を襲った 9 月 21 日からの線状降水帯を伴う大雨により、被災地は一層厳しい状況に直面しており、時間差を置いて発生する複合災害も含めた対応が求められている。また、令和 6 年 8 月 8 日に発生した日向灘を震源とする地震では、政府として初の「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されるなど、巨大地震の切迫性が高まりを見せている。

また、令和 7 年 1 月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故は、インフラ老朽化対策は来るべき大規模災害に備える意味でもその重要性が改めて認識されたところである。

このような災害等にも強くしなやかに対応し、激甚化・頻発化する自然災害から国民の生命・財産を守るためには、平時、発災時、復旧・復興という一連の政府の災害対策をリードする司令塔としての役割を担う防災庁設置に向けた検討を進めるとともに、引き続き、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」（令和 2 年 12 月 11 日閣議決定。以下「5 か年加速化対策」という。）に基づく取組を推進するなど、国土強靱化施策の加速化・深化を図っていく必要がある。

国土強靱化の取組は依然として道半ばであり、円滑かつ着実に推進するためには、基本計画や 5 か年加速化対策、大規模自然災害の教訓等を踏まえ、必要に応じて施策を追加あるいは完了するなど、施策の推進方針を軌道修正していくことが必要である。具体的には、当該年度に実施すべき主要施策を明示し、定量的な指標により進捗状況を把握・管理するとともに、施策の充実を図るという PDCA サイクルを更に充実させることが必要であり、平成 26 年度以降、毎年度「国土強靱化年次計画」（以下「年次計画」という。）を策定し、国土強靱化施策の進捗を管理してきたところである（平成 26 年度から平成 30 年度までは「国土強靱化アクションプラン」として策定）。

また、国土強靱化施策の実施状況の評価に当たっては、改正法の附則第 2 項において、「政府は、速やかに、国土強靱化に関し実施すべき施策の実施状況の評価の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」（以下「改正法附則」という。）とされたことを踏まえてとりまとめた「新たな国土強靱化基本計画に基づく国土強靱化施策の推進及び実施中期計画の策定に向けた国土強靱化施策の実施状況の評価の在り方について」（令和 6 年 1 月 16 日国土強靱化推進会議。以下「評価の在り方」という。）を踏まえ、評価の充実を図ることとされている。

これらの観点を踏まえ、国土強靱化推進会議では、「国土強靱化年次計画 2024」において 5 か年加速化対策の個別施策評価をとりまとめるとともに、施策間連携の強化に向けた横断的な検討が進められるなど、改正法の第十一条の二において位置付けられた国土強靱化実施中期計画（以下、「実施中期計画」という。）の策定に向けた検討が進められた。こうした動きも踏まえつつ、5 か年加速化対策と新たに策定される実施中期計画を切れ目なく、着実に推進するため、「国土強靱化年次計画 2025」を策定する。

第1章 2025年度（令和7年度）の国土強靱化の取組について

1 国土強靱化年次計画2025の策定及びこれに基づく施策の推進

（1）年次計画策定の趣旨

国土強靱化の取組を効果的・効率的に展開するためには、基本計画で定められた35の「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策グループ（以下「施策グループ」という。）を不断に見直し、必要に応じて新しい施策等を追加するとともに、施策の進捗管理を徹底することが重要である。また、令和7年度に最終年度を迎える5か年加速化対策では、更なる加速化・深化を図る取組について、中長期の目標、事業規模の目途等を定めており、その進捗状況のフォローアップを適切に行い、目標の達成度合い等を把握・管理することは、国土強靱化の取組を更に次の段階に進める上で重要な土台となるものである。

こうしたことから、毎年度、おおむね向こう1年間に取り組むべき具体的施策の企画・計画（Plan）、優先順位を付けた計画的な実施（Do）、重要業績評価指標（以下「KPI」という。）、ベンチマーク指標等を活用した結果の評価（Check）、進捗状況に応じた修正、必要な新規施策の追加等の改善（Action）を行い、次年度につなげるというPDCAサイクルを通じて、国土強靱化の取組のスパイラルアップを図ることが必要である。

このため、基本計画第4章1（1）に基づき年次計画を策定し、施策グループの推進方針や主要施策、進捗管理、国土強靱化における効果検証のためのKPI等を示すこととし、これに基づき、必要な予算を確保し、オールジャパンで防災・減災、国土強靱化を進め、国家百年の大計として、災害に強いふるさとを創り上げていく。

あわせて、年次計画の策定に当たっては、国土強靱化の取組を広く分かりやすく伝える広報・普及啓発ツールとしての機能の強化・充実も図ることとする。

（2）施策グループ推進のための施策の充実・強化

令和5年7月に策定した新たな基本計画や施策の進捗状況、5か年加速化対策等を踏まえ、各施策グループに新しい施策を追加するなど充実・強化を行い、第2章の各施策グループの推進方針に基づき、同章の主要施策及び附属資料（別紙1）施策・指標一覧に取りまとめた●●●（精査中）の施策に取り組む。

施策グループの推進に当たっては、施策の重点化・優先順位付け、ハード対策とソフト対策の適切な組合せ、国・地方公共団体・民間等との連携等に留意することとし、特に、地域の強靱化の推進、民間の投資や取組の促進、国土強靱化における国際貢献等について、以下を踏まえて推進する。

1）国土強靱化政策の展開方向

基本計画第1章4のとおり、①「国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理」、②「経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化」、③「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」、④「災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化」、⑤「地域における防災力の一層の強化」の国土強靱化政策の展開方向に沿って取組を進める。

2）5か年加速化対策の推進

近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化しており、また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震等の大規模地震の発生が切迫している。さらに、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するこ

とから、インフラの維持管理・更新を確実に実施するなど、適切な対応をしなければ中長期的なトータルコストの増大を招くのみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。このような危機に打ち勝ち、国民の生命・財産を守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図り、災害に屈しない強靱な国土づくりを進める必要がある。また、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用等が不可欠である。

このため、令和2年12月に5か年加速化対策を策定し、①「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、②「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策」、③「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を図るため、ダム^{りょう}の事前放流の推進や遊水地の整備等による流域治水対策、道路橋梁や学校施設等の老朽化対策、ITを活用した道路管理体制の強化対策、防災気象情報の高度化等の123の対策について中長期の目標を定め、令和3年度から7年度までの5年間で、重点的かつ集中的に対策を講ずるものである。

5か年加速化対策は、全体でおおむね15兆円程度の事業規模（財政投融资の活用や民間事業者等による事業を含む）を目途とし、123の対策ごとに設定した中長期の目標の達成に向けて個別の対策項目の進捗状況を把握・管理している。

具体的には、第3章に記載するとおり、5年目（最終年度）となる令和7年度までに累計約●●兆円（精査中）が確保されている。5か年加速化対策の実施に当たっては、適正な積算の実施や工期の設定、施工時期の平準化や地域の実情を踏まえた適切な規模での発注等に努めるとともに、複数年にわたるような大規模な事業等を円滑に実施できるよう、国庫債務負担行為の柔軟な活用等を推進している。

3）地域の強靱化の推進

国土強靱化を効果的に進めるためには、地方公共団体においても、国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）に基づき、それぞれの地域が直面する大規模自然災害等のリスクを踏まえ、総合的かつ計画的に各地域の強靱化を進めることが不可欠である。また、地域の強靱化を進めて被害の最小化を図ることは、地域住民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むための地域づくりにつながり、地域の経済成長、持続的な発展の基礎となるものである。このため、地方公共団体による地域の実情を踏まえた地域計画の内容充実を支援するとともに、地方公共団体が地域計画に基づいて進める取組の実効性向上を図り、地域の強靱化を一層推進する。

① 地域計画の内容充実

平成25年の基本法制定以降、地方公共団体による地域計画の策定を支援し、促進を図ってきた結果、令和7年4月1日時点で、全都道府県及び全国の99%に当たる1,7●●市区町村（精査中）で地域計画が策定されている。今後は、未策定市町村における早期の計画策定を図るとともに、全国の地方公共団体において、策定された地域計画に基づき、効率的・効果的に強靱化の取組を推進する必要がある。また、地域計画は一度策定して終わりではなく、基本計画の改定等の政府の動向を踏まえることはもとより、地域で強靱化の取組を実践していく中で得られた知見や地域計画策定後に発生した自然災害による被害の状況、自然災害に関する最新の学術的な知見、人口・産業等の社会情勢、まちづくりの動向、5か年加速化対策等による国土強靱化の進展等を踏まえ、地域計画の不断の見直しを通じた内容充実を図り、地域における強靱化の取組を強化していくことが重要である。

このため、令和7年2月に地方公共団体が地域計画の内容を充実させる際の実務的な手順書として「国土強靱化地域計画内容充実ガイドライン」を作成・公表した。本ガイドライン及び「国土強靱化に資する各都道府県／市町村独自の施策・事業事例集」の周知、地方公共団体の首長・職員等を対象とした説明会（出前講座）並びに地域計画充実に取り組む地方公共団体の伴走支援を行うほか、関係府省庁（地方支分部局を含む）や都道府県とも連携して、市区町村が地域計画改定を検討する際に設置する委員会等に参加し、市区町村の主体性を維持しつつ必要な情報提供や助言を行う。また、計画の内容充実に係る個別の相談への対応や、専門的な助言が得られる有識者の紹介等により、きめ細かな支援を実施する。

② 地域の強靱化の促進

地域の強靱化を推進するためには、地方公共団体が地域計画に基づく取組を着実に進められるよう、地域における強靱化の取組の実施体制を整備するとともに、関係府省庁が所管する交付金・補助金による支援を効果的に行い、地域計画に基づく取組の実効性を向上させることが重要である。

地域の強靱化のための実施体制の整備については、ハード・ソフト両面にわたる施策を総動員して取り組んでいく必要があることを踏まえ、地方公共団体の全部局が参画した体制とすることはもちろん、取り分けソフト施策を実効性あるものとするため、地域住民や地元企業が自らも「強靱化の一員」であるとの意識を高め、主体的に参画できる体制の構築が不可欠である。そのため、地域計画の検討段階や地域計画に基づく施策の実行段階など、様々な場面で多様な主体の参画を得て地域の強靱化を進めている先進事例を紹介するなど、地方公共団体が取組を進めやすい環境整備を支援する。

国土強靱化に資する関係府省庁所管の交付金・補助金による支援については、地域計画に実施箇所が具体的に明記された事業への重点化を進めること等によって実効性向上を図るとともに、それらの支援の内容等を早期に分かりやすく地方公共団体へ提示することにより、地域計画の円滑かつ柔軟な改定による更なる内容充実につなげていく。

4) 官民連携の促進と「民」主導の取組の活性化

国土強靱化を実効性あるものにするためにも、国、地方公共団体のみならず、民間事業者等の主体的取組が極めて重要であり、官と民が適切な連携及び役割分担の下、民の自助や共助の活性化、民の力の公助への活用を更に進めていく必要がある。ハード対策とソフト対策の両面からの総合的な国土強靱化の取組は、各分野において多様なニーズを生み出し、新たなイノベーションや更なる民間投資の拡大をもたらす可能性を秘めており、競争力の強化につなげ、我が国の持続的な経済成長に貢献できるよう、取組を強化する必要がある。

令和6年能登半島地震等、最近の災害も踏まえ、地域防災力向上の取組の一環として、発災時における民間・NPO・ボランティア・消防団等の体制強化、活動環境の整備を図る他、企業による自主的な防災減災投資や事業継続計画（以下「BCP」という。）の策定が促進されるよう、適切な支援を行う。

くわえて、国土強靱化の分野における民間の資金や人材、技術、ノウハウ等の活用を推進するため、PPP/PFIを活用したインフラ整備や老朽化対策、維持管理等を進めるほか、被害予測等の情報提供を徹底するなど、国土強靱化に資する自主的な民間の投資を誘発する仕組みを構築する。事業成果の可視化と連動したソーシャル・インパクト・ボンドや、寄付、企業版ふるさと納税等の活用等新たな手法についても事例収集等を進める。

さらに、令和6年に創設された国土強靱化に関する内閣総理大臣（国土強靱化推進本部長）賞等を通じて、民間による国土強靱化に資する先導的な取組の促進・波及を強化する。

5）世界の強靱化の主導等国際貢献の推進

多くの自然災害を経験してきた我が国は、国際的に見ても国土強靱化を先進的に進めている国の一つであり、国際的な防災の取組指針である「仙台防災枠組2015-2030」の策定を主導するなど、国際場裡においても防災の取組を主導してきた。その上で、近年の気候変動により世界的に自然災害が激甚化・頻発化していることや、持続可能な開発目標（SDGs）も踏まえ、「事前の防災投資」や「より良い復興（Build Back Better）」等の趣旨を率先して実行し、開発と国際協力における防災の主流化を主導することで、世界の強靱化をリードするなど、国土強靱化に関する様々な分野において国際社会に貢献していくことが重要である。

具体的には、平成27年12月、第70回国連総会本会議において全会一致で採択された「11月5日を『世界津波の日』として制定する決議」を受け、世界各地における、津波に対する意識向上のための啓発活動や津波対策の強化等を通じ、イニシアティブを発揮していくとともに、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な防災協力の実施等、災害リスク削減に資する各種の取組を進める。

このような考えに基づき、国土強靱化に関する様々な分野において、防災に関する国際会議での意見交換の場や人材の交流等を通じて諸外国との相互理解を深め、高め合いながら、我が国の国土強靱化の取組を一層推進するとともに、その成果を積極的に情報発信することを通じて、国際社会に貢献していく。

（3）指標の充実によるPDCAサイクルの強化

改正法附則を踏まえ国土強靱化推進会議で取りまとめた評価の在り方や別途実施した5か年加速化対策等に関する評価（以下、「5か年対策評価」という。）を踏まえ、補足指標を設定し、KPIと一体で評価するなど、施策の実施状況について評価の充実を図る。

具体的には、基本計画の下、PDCAサイクルの強化の観点から、附属資料（別紙1）施策・指標一覧のとおり、施策及び各施策グループの進捗管理のためのKPI等を計●●●指標（精査中）（重複除く。補足指標を含む。地域別の指標値数は含まない。対前年比＋●●●（精査中）。）設定し、それぞれのKPI等について、基準年度及び現状値並びに目標年度及び目標値を設定する。

KPIについては、具体的な数値指標の設定に当たり、必要に応じて想定リスクの規模、対象範囲等を踏まえることとする。

なお、施策の進捗を示す定量的指標は、これまでの年次計画や5か年対策評価において、評価の在り方を踏まえて一定の充実が図られたところであるが、国土強靱化の進捗状況について全てをKPIにより正確に把握できるものではないことに留意が必要であると同時に、更なるPDCAサイクルの充実化に向けて、引き続きKPI・補足指標の設定の検討が必要である。

また、国土強靱化全般としての進捗状況の把握を図るためのベンチマーク指標を、6つの「事前に備えるべき目標」の達成への寄与度等を踏まえて、KPIの中からハード施策関係●●指標（精査中）、ソフト施策関係●●指標（精査中）を設定している。

（4）国土強靱化の広報・普及啓発活動の推進

国土強靱化の推進に当たっては、国や地方自治体のみならず、あらゆる関係者の取組が

1 不可欠であり、民間企業・団体や地域コミュニティ、また家庭や個人等のあらゆるレベル
2 において、事前防災の必要性やその効果等も含め、更に理解・関心を高めていく必要があ
3 る。

5 1)「国土強靱化 広報・普及啓発活動戦略」の推進

6 令和4年6月に取りまとめた「国土強靱化 広報・普及啓発活動戦略」に基づき、①
7 「国土強靱化の理念や具体的な効果等の分かりやすい発信」、②「受け手の視点に立った
8 情報発信・適切な媒体の活用」、③「関係機関による主体的・積極的な取組と一層の連携」
9 を基本方針として、内閣官房において5か年加速化対策の効果発現事例や民間の取組事例
10 集等の SNS による情報発信や、民間の普及・啓発イベントとの連携等を強化するとともに、
11 関係府省庁が連携し、災害に強い国づくり・地域づくりの実現のため、積極的に国土強靱
12 化の広報・普及啓発活動に取り組むこととする。

14 2) リスクコミュニケーション

15 国民が国土強靱化の重要性に理解と関心を深め、自助・共助・公助の理念に基づき、自
16 らが主体的に国土強靱化について考え、自発的に行動することが重要であり、そのための
17 環境を整備するため、防災に関する教育、訓練、啓発等による双方向のコミュニケーショ
18 ンに継続的に取り組むとともに、防災・減災、国土強靱化に関する各分野のプロ・専門家
19 やリーダーが有するスキル・ノウハウ、組織体制等を活用するなど、災害対応業務の実効
20 性を高めるための取組を推進する。

21 また、要配慮者利用施設に対して、洪水時等における迅速な避難行動を支援するため、
22 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援等を進める。

23 2 基本計画を踏まえた国の他の計画の見直し

24 基本法において、基本計画は「基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針とな
25 るべきものとして定めるもの」とされており、各分野において、基本計画で定められた国
26 土強靱化の基本的考え方や推進方針を基本とした取組を実施する必要がある。

27 このため、関係府省庁は、国土強靱化推進本部に報告すべき国の他の計画等一覧（附属
28 資料（別紙2）参照）に記載の国土強靱化に関係の深い計画等について、令和5年7月に
29 策定した新たな基本計画の趣旨を踏まえ、それぞれの計画等の改定等の時期において、国
30 土強靱化に係る事項について見直しを行い、各分野の施策を推進する。このような取組を
31 通じて、国土強靱化を総合的かつ計画的に推進する。

33 3 大規模自然災害等を踏まえた国土強靱化の取組の強化

34 新たな大規模自然災害等が発生した場合、その知見や教訓を次期の年次計画による国土
35 強靱化の取組に反映させることは、国土強靱化の取組をスパイラルアップする上で極めて
36 重要である。このため、基本計画第4章1（1）に基づき、今後、大規模な自然災害が発
37 生した後、速やかに、被害の原因分析や課題整理等を実施するための関係府省庁と連携し
38 た体制として、「国土強靱化の推進に関する関係府省庁担当課長会議」を設置している。
39 今年度到大規模災害が発生した場合、必要があれば当該会議を開催して施策の点検等を行
40 い、国土強靱化の取組の強化を図ることとする。

42 4 5か年加速化対策等の評価と実施中期計画の策定

43 2025年度（令和7年度）に最終年を迎える5か年加速化対策については、本年次計画
44 に記載する推進方針に基づき、着実な予算執行を図る必要があるとともに、これら国土強
45

1 靱化施策の実施状況については、KPI 等により継続的な評価を実施し、効率的・効果的な
2 対策実施の在り方について検討を進める必要がある。このため、国土強靱化年次計画
3 2024、2025 においては、評価の在り方を踏まえて、5 か年加速化対策（123 対策（161 施
4 策））について、施策別評価シートを作成し、補足指標等の充実を図るとともに、予算の
5 執行状況、対策推進に当たっての課題や工夫、目標達成の見通し、整備効果事例、今後の
6 課題を整理する等、評価の充実を図った。

7 さらに、実施中期計画の策定に向けては、個別の施策ごとでは評価できない「施策間連
8 携」の観点からも評価を行う必要性があることを踏まえ、気候変動により激甚化・頻発化
9 する豪雨災害や切迫する南海トラフ地震等の巨大災害、進行する老朽化などの「災害外力
10 の増大、耐力の変化への対応」、人口減少・少子高齢化等の「社会状況の変化への対応」、
11 人材確保や革新的技術の活用などの「事業実施環境の変化への対応」という 3 つの視点に
12 ついて施策横断的に評価を行うこととし、令和 6 年 9 月より、国土強靱化推進会議におい
13 て 5 か年加速化対策等の評価作業に着手した。その後、令和 7 年 2 月には評価結果、実施
14 中期計画の策定方針を取りまとめるとともに、策定方針に関する関係機関への意見聴取を
15 経て、令和 7 年 3 月の国土強靱化推進会議において意見を聴いた後、実施中期計画（素案）
16 を取りまとめることとしている。今後は、令和 7 年 6 月を目途に、国土強靱化推進本部に
17 おける実施中期計画（案）の決定を経て実施中期計画を閣議決定し、これに基づき、国土
18 強靱化施策を推進することにより、更なる防災・減災の取組に繋げていく。

19 引き続き、最終年度を迎えた 5 か年加速化対策に基づく取組を着実に推進するとともに、
20 切れ目なく、実施中期計画に基づく取組を推進し、近年の資材価格の高騰の影響等を考慮
21 しながら、災害に屈しない国土づくりを進める。

22 なお、5 か年加速化対策の実施結果、実施中期計画の取組状況については、今後も年次計
23 画としてフォローアップを行っていく。

第2章 各施策グループの推進方針等

1 概要

35の各施策グループの推進方針、主要施策、KPI 等について、本章2に示す。（35の施策グループに係る「起きてはならない最悪の事態」は表1、令和7年度に取り組むべき主要施策（主な例）は表2に示すとおり。）

国土強靱化を推進するため、主要施策も含めて、基本計画で定める12の個別施策分野別に附属資料（別紙1）施策・指標一覧に取りまとめる●●●の施策（精査中）（対前年比+●（精査中））を推進する。また、各施策グループ及び施策の進捗管理のため、同じく附属資料（別紙1）施策・指標一覧のとおり、KPI、補足指標を含む●●●（精査中）の指標（重複除く。地域別の指標値数は含まない。対前年比+●●●（精査中）。）を設定する。

施策グループの推進に当たっては、施策グループが府省庁横断的な施策群であり、それぞれが連携することで一層の効果の発現が期待できることから、地方公共団体を含め、関係者間で KPI 等の具体的データを共有するなど、施策グループ推進の実効性・効率性が確保できるよう十分に留意することとする。

なお、5か年加速化対策、実施中期計画を踏まえ、これらの対策・施策により更なる加速化・深化を図る取組については、関係府省庁が定めた対策項目ごとの中長期の目標及び計画期間における実施状況により進捗管理を行い、取組の一層の推進に努めるものとする。

また、国土強靱化全体の進捗状況を把握するため、6つの事前に備えるべき目標の達成への寄与度等も踏まえた代表的な KPI を「ベンチマーク指標」として、ハード施策関係●●●指標（精査中）、ソフト施策関係●●●指標（精査中）を設定している（附属資料（別紙1）施策・指標一覧において明示）。

1 表 1 起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
I. 人命の保護が最大限図られる II. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（農業用ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
		1-6 火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者数の発生
		1-7 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生
	3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2 首都圏での中央官庁機能の機能不全
		3-3 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
		4-2 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3 海上輸送の機能停止による海外貿易、複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響
		4-4 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
		4-5 食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-6 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-7 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
	5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3 都市ガス供給・石油・LPG等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5 太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

1 表2 令和7年度に取り組むべき主要施策（主な例）

5か年加速化対策も踏まえ、基本計画に掲げた35の施策グループを推進

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

- 【国交】線状降水帯・台風、大規模地震・大規模噴火等に関する情報の高度化
- 【内閣府】土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進
- 【国交・農水】流域治水対策（河川、砂防、下水道、海岸）
- 【農水】防災重点農業用ため池の防災・減災対策の推進
- 【国交・農水】河川管理施設・砂防設備等の戦略的な維持管理の推進
- 【国交・農水】水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化、効果的な管理運用の推進
- 【農水・国交】大規模盛土造成地等のリスク把握に関する対策
- 【内閣府】火山災害対策の推進
- 【国交】TEC-FORCE等に係る機能強化による災害対応力の強化
- 【国交】建設生産プロセスにおける新技術等の開発・活用を通じた災害対策の高度化
- 【国交】自動施工技術を活用した建設現場の省人化対策
- 【国交】住宅・建築物の耐震化の促進、密集市街地等の改善に向けた対策の推進、地下街の耐震性向上等に関する対策
- 【厚労】医療施設の耐震化、社会福祉施設等の耐災害性強化対策
- 【文科】学校施設等の安全確保、教育活動等の早期再開のための耐災害強化（公立学校、国立学校、私立学校）

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

- 【内閣府】避難所の運営状況等に関する取組状況調査
- 【厚労】災害拠点病院等の自家発電設備の整備強化等、災害拠点病院等の給水設備の整備強化、救命救急センター等の非常用通信設備の整備強化等
- 【経産】災害時等に備えた需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等の推進
- 【環境】避難施設等への自立・分散型再エネ設備等の導入推進対策
- 【農水】応急用食料等物資供給体制の充実及び備蓄の推進
- 【国交】帰宅困難者・負傷者対応のための防災拠点の整備促進
- 【環境】災害に強い合併処理浄化槽の整備促進に対する支援
- 【総務】消防団の更なる災害対応能力の強化に関する対策
- 【内閣府】被災者一人ひとりに寄り添った支援の推進、新総合防災情報システム等を活用した一元的な情報収集・提供システムの整備・運用
- 【国交】道路ネットワークの機能強化対策、道路における防災拠点機能強化
- 【国交】災害発生時における港湾を活用した物流・人流ネットワークの構築と復旧・復興体制の確保
- 【警察】災害用装備資機材の充実強化
- 【防衛】自衛隊の災害救助能力の向上に資する装備品の整備、大規模災害に耐えうる燃料の備蓄
- 【国交】TEC-FORCE等に係る機能強化による災害対応力の強化
- 【厚労】被災地における各種保健医療福祉活動チームの連携体制構築、医療用コンテナ活用の促進
- 【内閣官房】災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進
- 【文科】学校施設等の避難所等としての役割を果たすための防災機能強化（公立学校、国立学校、私立学校）
- 【文科】学校施設等の避難所としての防災機能の強化等の普及・啓発

3. 必要不可欠な行政機能を確保する

- 【総務】消防団の更なる災害対応能力の強化に関する対策
- 【警察】災害用装備資機材の充実強化
- 【国交】TEC-FORCE等に係る機能強化による災害対応力の強化

- 【防衛】自衛隊の災害救助能力の向上に資する装備品の整備
- 【総務】災害対策本部設置庁舎における非常用電源の確保
- 【総務】衛星通信システムに関する制度整備等の推進
- 【内閣府】準天頂衛星システムを活用した防災機能の強化
- 【内閣府】デジタル・防災技術の活用促進
- 【国交】建設生産プロセスにおける新技術等の開発・活用を通じた災害対策の高度化
- 【国交】防災・減災及び災害対応に資する地理空間情報の整備
- 【警察】交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用
- 【国交】港湾整備におけるデジタル化に関する対策

4. 経済活動を機能不全に陥らせない

- 【内閣府】民間企業及び企業間／企業体／業界等における BCP の策定促進及び BCM の普及促進
- 【内閣府】企業の本社機能の地方移転・拡充の支援
- 【経産】中小企業・小規模事業者の事前の防災・減災対策の推進
- 【金融】金融機関のシステムセンター等の耐震化、自家発電機の設置等
- 【金融】金融機関における BCP の策定・実効性の検証、非常時参集要員体制の整備
- 【デジタル】預貯金口座付番制度
- 【農水】災害時における食品サプライチェーンの事業者間の連携・協力体制の構築
- 【農水】漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の推進、水産物の生産・流通にかかる BCP の策定の促進

5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

- 【国交】道路ネットワークの機能強化対策、大都市圏及び地方都市の環状道路の整備、広域避難路（高規格道路等）へのアクセス強化
- 【国交】道路橋梁等の耐震機能強化、渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策
- 【国交】道路路面・盛土の土砂災害防止対策、道路の雪寒対策の推進、道路施設の老朽化対策
- 【国交】道路における防災拠点機能強化
- 【国交・総務・経産】電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策
- 【国交】道路啓開計画策定（災害に備えた関係機関との連携）
- 【警察】信号機電源付加装置等の交通安全施設等の整備
- 【農水】農道・農道橋等の点検・診断を踏まえた保全対策の推進
- 【国交】鉄道施設の耐震対策、鉄道河川橋梁の流失、傾斜対策
- 【国交】鉄道の隣接斜面の斜面崩壊対策、鉄道における雪害対策の推進、鉄道施設の老朽化対策
- 【国交】滑走路等の耐震対策、空港の老朽化対策
- 【国交】港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発、効果的な航路啓開等に係る関係機関の連携の強化等
- 【国交】災害発生時における港湾を活用した物流・人流ネットワークの構築と復旧・復興体制の確保、港湾における老朽化対策
- 【警察】老朽化した信号機や道路標識・道路標示等の交通安全施設等の更新
- 【国交】上下水道施設の耐災害性強化、上下水道施設の戦略的維持管理・更新
- 【経産】工業用水道施設の耐災害性の強化
- 【農水】農業水利施設の耐震化、集落排水施設の耐震性能照査・保全対策、農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策
- 【環境】災害に強い合併処理浄化槽の整備促進に対する支援、浄化槽長寿命化計画策定推進への支援
- 【経産】送電網の整備・強化対策、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立
- 【経産】石油製品のサプライチェーンの維持・強化に向けた SS 過疎地対策の推進
- 【経産】災害時等に備えた需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等の推進
- 【環境】避難施設等への自立・分散型再エネ設備等の導入推進対策
- 【総務】データセンター、海底ケーブル等の地方分散

- 【総務】 非常時における事業者間ローミングの実現等
- 【総務】 衛星通信システムに関する制度整備等の推進
- 【内閣府】 準天頂衛星システムを活用した防災機能の強化
- 【国交】 道路システムの DX による道路管理及び情報収集等の体制強化対策

6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

- 【国交】 復興事前準備の推進
- 【法務・国交】 所有者不明土地対策の推進
- 【国交】 災害後の円滑な復旧・復興を確保するための地籍調査の推進
- 【農水】 地域の共同活動による防災・減災の取組の推進、山村コミュニティによる森林整備・保全活動等の推進
- 【文科】 国指定等文化財の耐震対策・防災施設の整備、史跡・名勝・天然記念物の水害・老朽化対策
- 【国交】 防災・減災、国土強靱化を担う建設業の担い手確保等に関する対策
- 【金融】 災害保険や民間の防災・減災サービスの活用・啓蒙活動の強化
- 【環境】 災害廃棄物仮置場整備の支援、災害廃棄物対策指針に基づく自治体による災害廃棄物処理計画の作成支援
- 【総務】 技術職員の充実による市町村支援・中長期派遣体制の強化
- 【内閣府】 災害ボランティア等の多様な主体との連携促進

2 35 の各施策グループの推進方針及び施策グループ推進のための主要施策

■ 1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1) 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

(推進方針)

- 地震による死傷者の発生を防ぐため、住宅・建築物の倒壊・崩壊等の被害を最小限に抑えるとともに、地震発生時の避難路を確保するため、緊急輸送道路等の沿道建築物の倒壊による道路閉塞を未然に防ぐ。
- 住宅・建築物の耐震化については、耐震化の必要性に対する所有者の認識の向上を図るとともに、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援措置や、建物評価手法の普及・定着、リフォームや耐震性に優れた木造建築物の建設、CLT（直交集成板）を含む新工法や金融商品の開発、既存天井の脱落対策に係る耐震改修、老朽化した公営住宅の建て替え等、空き家の除却や適切な管理の促進等あらゆる手法を組み合わせ、耐震化を進める。また、超高層建築物等については長周期地震動の影響を考慮した安全性の検証や家具の転倒・移動による危害防止対策を進める。さらに、高経年マンションについては、区分所有法の見直しを踏まえた区分所有関係の解消・再生のための新たな仕組みに関する事業手続の整備等を通じてマンションの再生の円滑化を図る。
- 地震、強風、豪雪等の各種災害での部材落下等地域住民の生活環境に影響を及ぼす空き家の放置や老朽化を防ぐため、改正空家法（令和5年12月施行）に基づく管理不全空家等に係る制度の適確な執行や空家等管理活用支援法人制度の活用促進等の支援により、空き家の早期活用や適切な管理を促進する。
- 地震等に伴う盛土の崩落等による宅地等の被害を防止するため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・対策等を進める。
- 大規模地震等における道路閉塞や長期停電、通信障害等のリスクを軽減するため、関係府省庁と連携した多様な事業手法や道路管理者による占用制限の活用等により、コスト縮減や事業のスピードアップを図りつつ、市街地の緊急輸送道路等における無電柱化を推進するとともに、災害時において迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送等を支えるための道路ネットワークの機能強化対策を推進する。
- 交通施設について、倒壊による危害を利用者に与えないよう、沿道沿線や立体交差する施設等を含め、耐震化や除却等を進める。
- 地下街の倒壊に伴う閉じ込めを防ぐため、地下街の耐震対策を推進する。特に、地下街防災推進計画等に基づく耐震対策が未完了の地下街における対策を推進する。
- 大規模地震による建物の倒壊や市街地火災から人命の保護を図るため、住民の緊急避難の場や最終避難地、防災拠点等となる公園、緑地、広場等の整備及び老朽化対策（老朽化した園路やトイレ等の公園施設の改修）を推進する。
- 防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設・建築物等の整備を推進し、良好な市街地環境の形成を推進する。
- 災害時に避難所としての機能を果たす学校施設、社会教育施設（公民館）、社会体育施設、社会福祉施設等や、不特定多数が集まる文化施設等について耐震化を推進する。特に、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検や安全対策等を進めるとともに、地方公共団体における個別施設計画の内容の充実を促しつつ、地方公共団体における計画的かつ効率的な長寿命化改修等を推進する。また、トイレ整

- 1 備や特別教室・体育館等への空調設置、バリアフリー化等、避難生活の環境改善に資す
2 る防災機能を強化する。
- 3 ○ 各種の避難施設の整備・機能強化に当たっては、防災シェルターの重要性が高まって
4 いる社会情勢を踏まえ、自然災害時のみならず、自然災害以外の有事の際にも機能する
5 よう配慮する。
- 6 ○ 発生が想定される南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地
7 震、中部圏・近畿圏直下地震等の巨大地震については、最新の知見等を踏まえた人的・
8 物的・経済的被害想定・見直しを定期的に行い、これに基づき具体化された、揺れ、火
9 災、津波等地震特性や地域特性に応じた被害への対策について、関係機関等が連携して
10 推進する。
- 11 ○ 大規模自然災害発生時に被災した各地方公共団体における災害マネジメント機能を確
12 保するため、地方公共団体の対応能力向上や被害状況等の迅速な情報収集・共有を図る
13 取組を推進する。また、地域に密着し、発災直後から消火・救助活動等を展開する消防
14 団・自主防災組織の充実強化を図るため、小型・軽量化された車両・資機材等の整備の
15 推進や、これらの更新を含む更なる充実を図るとともに、消防団拠点施設の強化、自主
16 防災組織等の活性化等を推進する。
- 17 ○ 大規模地震発生による被害軽減のためには、地震の発生可能性の予測が重要であり、
18 活断層で発生する地震や海溝型地震の評価手法の高度化や、先端的な情報科学を用いた
19 地震研究の高度化等を引き続き推進する。また、評価結果を広く情報発信する取組を更
20 に進める。
- 21 ○ 高齢化・人口減少に伴う技術者減に備え、住宅・建築物やインフラ等の適切かつ効率的
22 な維持管理を推進するため、対象建築物・土木構造物等を破壊することなく高速かつ高
23 性能に欠陥箇所・脆弱箇所を特定・把握するための診断・計測技術や強靱化に資する構
24 造材料等の研究開発を引き続き実施する。
- 25 ○ 地震の発生から強い揺れの到着までの間に少しでも身を守る行動等をとる時間を与え
26 るため、緊急地震速報の発表に不可欠な観測機器等の整備等、緊急地震速報等の更なる
27 改善と活用を進めていくとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等につい
28 て、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。
- 29 ○ 各種構造物の耐震基準を俯瞰的に見た上で安全性の確認を行う。
- 30 ○ 耐震化に向けた民間負担の在り方を踏まえ、引き続き住宅・建築物の耐震診断・改修
31 への支援を行う。
- 32 ○ 地震時に閉じ込めが起こりづらく、自己診断・自動復旧運転ができるエレベーターの
33 設置を推進する。
- 34 ○ 近畿地域の活断層の長期評価を早期に取りまとめるとともに、中部地域の活断層の長
35 期評価についての検討を進める。また、日本海側の海域活断層の長期評価を着実に実施
36 する。

37 (主要施策)

38 【国交】住宅・建築物の耐震化の促進

39 【国交】地域の防災性向上に資する空家等の除却や活用の促進

40 【国交】超高層建築物等における長周期地震動対策の推進

41 【農水・国交】大規模盛土造成地等のリスク把握に関する対策

42 【国交】老朽化した公営住宅の建替等による防災・減災対策

43 【国交】老朽化マンションの建替え等の促進

44 【国交】官庁施設の老朽化対策

- 1 【国交】災害応急対策の活動拠点となる官庁施設の防災拠点機能確保
- 2 【文科】学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所等としての役割を果たすた
- 3 めの耐災害性強化（公立学校、国立学校、私立学校）
- 4 【文科】公立社会教育施設（公民館）の耐震化
- 5 【文科】公立社会体育施設の耐震化・防災機能強化
- 6 【文科】国立大学附属病院施設の防災・減災機能強化
- 7 【厚労】医療施設の耐震化
- 8 【厚労・こども】社会福祉施設等の耐災害性強化対策
- 9 【法務】法務省施設の防災・減災対策
- 10 【国交】道路橋梁等の耐震機能強化
- 11 【文科】非破壊診断技術に関する研究開発
- 12 【内閣府】地震・津波対策の推進
- 13 【文科】陸域の地震火山観測網の機能強化
- 14 【文科】地震調査研究推進本部による評価
- 15 【文科】国立大学等の最先端研究基盤の整備、共同利用による、行政等の災害対策への実
- 16 装への貢献
- 17 【国交】線状降水帯・台風、大規模地震・大規模噴火等に関する情報の高度化
- 18 【総務】消防団の更なる災害対応能力の強化に関する対策
- 19 【国交・総務・経産】電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策
- 20 【国交】地下街の耐震性向上等に関する対策
- 21 【国交】避難地や救援・救護活動の拠点等となる防災公園の整備・機能強化の推進
- 22 【国交】予防保全型管理への転換やストックの適正化に資する都市公園の老朽化対策の推
- 23 進
- 24 【内閣府】防災計画の充実のための取組推進
- 25 【文科】学校における防災教育の充実
- 26

27 1-2) 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

28 (推進方針)

- 29 ○ 地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火
- 30 器等の普及を図る。また、電気に起因する火災の発生抑制のため、感震ブレーカー等の
- 31 普及を加速させるとともに、特に危険性の高い木造密集市街地等について集中的な取組
- 32 を行う。
- 33 ○ 地震等に対し著しく危険な密集市街地の解消に向けて、道路や公園の整備、老朽建築
- 34 物等の除却・建て替え等のハード対策を進めるとともに、より一層の安全性を確保する
- 35 ため、防災設備の設置（消防水利、防災備蓄倉庫等）や防災マップの作成、消火・避難
- 36 訓練の実施等のソフト対策を促進する。また、密集市街地以外においても、強風等の条
- 37 件下で火災が広がるおそれがあることから、こうした市街地における火災対策を推進す
- 38 る。
- 39 ○ 住宅・建築物の耐震化については、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等
- 40 に対する支援措置、建物評価手法の普及・定着や金融商品の開発等あらゆる手法を組み
- 41 合わせ、耐震化を進める。
- 42 ○ 水道事業者によるアセットマネジメントの取組や耐震化計画の作成、管路の更新を促
- 43 進すること等により、耐震化等の耐災害性強化対策や老朽化対策を推進する。
- 44 ○ 地域防災力の向上を図るため、女性や若者等幅広い住民の入団促進等による消防団員
- 45

のより一層の確保とともに、大規模火災等に対応するため、小型・軽量化された車両・資機材等の整備の推進や、これらの更新を含む更なる充実を図るとともに、より実践的かつ効果的な訓練の強化等や、消防団拠点施設の強化、自主防災組織等との連携強化を推進する。

(主要施策)

【総務】火災予防・被害軽減、危険物事故防止対策等の推進

【国交】密集市街地等の改善に向けた対策の推進

【内閣府】防災計画の充実のための取組推進

【国交】住宅・建築物の耐震化の促進

【国交】避難地や救援・救護活動の拠点等となる防災公園の整備・機能強化の推進

【国交】予防保全型管理への転換やストックの適正化に資する都市公園の老朽化対策の推進

【内閣府】地震・津波対策の推進

【防衛】各種災害を想定した対処訓練の継続的实施

【警察】災害用装備資機材の充実強化

【総務】消防団の更なる災害対応能力の強化に関する対策

【国交】上下水道施設の耐災害性強化

【総務】消防防災施設の整備

【内閣府】国民の防災意識の向上

1-3) 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生

(推進方針)

○ 南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和3年変更）を踏まえた南海トラフ地震防災対策推進計画、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（令和4年変更）を踏まえた日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を、対象となる都道府県・市町村等において早期に作成又は変更し、これらの計画に基づき地震・津波対策を着実に講じる。

○ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関しては、積雪寒冷地特有の課題等を踏まえた防災対策を推進する。

○ 津波防災地域づくりを推進するため、津波災害ハザードエリアからの移転を促進するとともに、津波災害警戒区域等の指定及び津波ハザードマップに基づく訓練を進める。

○ 大規模地震・津波が想定される地域等の河川・海岸において、堤防等の整備や耐震対策、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化等の地震・津波対策を進めるとともに、適切に維持管理を行う。

○ 大規模津波による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかに復旧等を可能とするため、「粘り強い構造」の防波堤や避難施設の整備等、港湾における津波対策を進める。

○ 山腹崩壊等によって津波避難路が利用できなくなならないよう、津波避難路を保全するための予防治山対策を推進する。

○ 住宅・建築物の倒壊による津波等からの逃げ遅れや避難経路の閉塞を発生させないために、住宅・建築物の耐震化を進める。

○ 津波エネルギー減衰効果等を確実に発揮できるよう、海岸防災林の整備を進める。

○ 南海トラフ地震の想定震源域のうち観測網を設置していない西側の海域等における地震・津波観測網の整備・運用、巨大地震の発生可能性の相対的な高まりを示すものとし

て見逃せない現象である「ゆっくり滑り（スロースリップ）」を観測する装置の地球深部探査船「ちきゅう」を用いた整備、南海トラフ沿いの「異常な現象」（半割れ地震・スロースリップ等）のモニタリング、発生後の状態変化の予測等、社会的な影響も含む地震・津波被害の最小化を図るための調査・研究を進める。

- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には後発地震に対して警戒する措置、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）や北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合には注意する措置が効果的に行われるよう、国・地方公共団体等は、相互に情報共有を図るとともに、密接な連携をとりながら、実態に即応した効果的な措置を講じる。
- 災害情報を迅速に把握・集約するため、統合災害情報システムの更なる活用を推進する。
- 国民に必要な情報が迅速かつ確実に伝わるよう、津波警報等防災気象情報の発表に不可欠な観測機器等の整備等により、情報の高度化を進めるとともに、防災行政無線等の拡充・機能強化を推進する。
- 一人一人が迅速・的確に避難行動をとることができるよう、ハザードマップの作成や、指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進めるとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。また、国による広域的かつ実践的な訓練の実施を通じた地方公共団体の支援や消防団等の充実強化、地区防災計画制度の普及・啓発等により、防災力を強化する。さらに、流域治水の推進など、災害の自分事化に関する DX 化等、教育環境の変化に対応した、防災教育の素材の作成・充実、ターゲットやタイミング、訴求ポイントを意識した広報等の取組を推進し、教育現場の教育支援を行う。くわえて、過去に発生した自然災害の様相を後世に伝える自然災害伝承碑の活用を促進する。
- 津波発生時の避難は徒歩避難を原則とするが、歩行困難者が避難する場合や徒歩避難が可能な距離に適切な避難場所がない場合等、自動車避難を検討せざるを得ない場合においては、自動車による避難には限界量があることを認識して、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。
- 災害発生時に迅速な避難行動ができるよう、積雪寒冷地等の地域特性を踏まえながら、避難路の機能を有する道路や津波避難タワー等の避難場所の整備を進める。また、船上や航空機の機内等、様々な状況下を想定した避難方法を整える。
- 外国人が迅速・的確に避難行動をとることができるよう、避難情報等の多言語化を進めるとともに、災害や避難に関する知識の普及、地域コミュニティへの参加促進等を図る。
- 逃げ遅れて漂流・孤立した者の命を可能な限り救うため、船舶や航空機、ドローン等の配備を進め、迅速な捜索・救助活動や災害関係情報の収集ができる体制を整備する。
- 「世界津波の日」高校生サミットの開催等をはじめ、国連防災機関（UNDRR）との連携等も通じ、海外で「世界津波の日」の普及・啓発を実施するとともに、「仙台防災枠組2015-2030」と連携する形で津波防災を始めとした防災に関わる研修や人材育成等を実施していく。
- 救急・救命活動等の拠点となる空港の役割、航空ネットワークの維持の観点から空港BCPの実効性強化対策を推進する。

（主要施策）

【国交・農水】流域治水対策（河川、砂防、下水道、海岸）

【国交・農水】河川管理施設・砂防施設等の戦略的な維持管理の推進

- 1 【農水・国交】水門・^{りっこう}陸閘等の自動化・遠隔操作化、効果的な管理運用の推進
- 2 【農水】防波堤と防潮堤による多重防護での防災減災対策の推進
- 3 【農水】海岸防災林の整備
- 4 【国交・農水】大規模地震に備えた河川管理施設等の地震・津波対策
- 5 【内閣府】地震・津波対策の推進
- 6 【国交】災害に強い市街地形成に関する対策
- 7 【国交】港湾における津波対策の実施
- 8 【農水】漁業地域における避難路、避難施設の整備
- 9 【農水】山地災害危険地区等における治山対策
- 10 【国交】住宅・建築物の耐震化の促進
- 11 【国交】空港 BCP の実効性強化対策
- 12 【国交】災害応急対策の活動拠点となる官庁施設の防災拠点機能確保
- 13 【内閣府】防災計画の充実のための取組推進
- 14 【国交】水災害リスク情報の充実・活用
- 15 【国交】津波発生時における乗客の安全確保
- 16 【文科】学校における防災教育の充実
- 17 【総務】地方公共団体の組織体制の強化・危機対応能力の向上
- 18 【総務】消防団の更なる災害対応能力の強化に関する対策
- 19 【内閣府】国民の防災意識の向上
- 20 【外務】「世界津波の日」を含む防災への意識向上のための普及啓発活動
- 21 【文科】地震津波火山観測網の高度化に関する対策
- 22 【文科】南海トラフ地震等巨大地震災害の被害最小化等に向けた研究開発
- 23 【文科】ALOS シリーズ等の地球観測衛星の開発
- 24 【国交】線状降水帯・台風、大規模地震・大規模噴火等に関する情報の高度化
- 25 【国交】TEC-FORCE 等に係る機能強化による災害対応力の強化
- 26 【国交】道路における防災拠点機能強化
- 27 【国交】巡視船・航空機の整備
- 28 【国交】巡視艇の整備
- 29 【警察】警察用車両等の整備
- 30 【総務】Jアラートによる住民に対する災害情報の迅速かつ確実な伝達
- 31 【総務】住民等の避難等に資する情報伝達手段の多重化・多様化の推進
- 32 【防衛】各種災害を想定した対処訓練の継続的实施

34 1-4) 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者
35 の発生（農業用ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪
36 水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
37 （推進方針）

- 38 ○ 気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生してい
39 る。このため、ダムの事前放流等の既存ストックを最大限活用する取組を踏まえた上で、
40 河川の整備に係る計画等を適切に見直しつつ、堤防、ダム、下水道、雨水貯留浸透施設
41 等の整備を加速するとともに、水災害リスクに応じたまちづくり・住まいづくり等を推
42 進するため、「流域治水推進行動計画」に基づき、関係府省庁や地方公共団体などあら
43 ゆる関係者との緊密な連携・協力の下、上流・下流や本川・支川の流域全体を見据えた
44 事前防災のためのハード・ソフト一体となった流域治水の取組を強化する。特に、水害
45 リスクの高い河川については、都道府県における流域水害対策計画の策定等を支援する

ことなどを通じて、特定都市河川や貯留機能保全区域等の指定を進める。また、流域治水の取組を進めるに当たっては、グリーンインフラの考えを踏まえ、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成にも貢献する。

- 大規模氾濫が発生した場合に甚大な被害が想定される大都市部のゼロメートル地帯等において、大規模氾濫が発生した場合にも社会経済活動が長期停止することのないよう、まちづくりとも連携しつつ、高規格堤防の整備等の抜本的な治水対策を推進する。
- 施設の能力を超える洪水に対しても、避難のための時間を確保する、浸水面積を減少させるなどにより、被害をできるだけ軽減することを目的に、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い河川堤防の技術開発及び整備を進める。
- 災害に強い市街地の形成等を促進するため、立地適正化計画や防災移転支援計画制度の活用等による災害リスクの高いエリアからの誘導・移転を推進するとともに、土地のかさ上げやピロティ化、止水板の設置、電源設備の高層階設置、雨水タンク設置等の防災機能強化を図る。
- ダムの事前放流の効果をより発揮させるため、利水ダムを含む全てのダム管理者との情報網を整備する。さらには、AI の活用等による雨量やダムへの流入量の予測精度の向上、同技術を活用したダムの運用の改善・高度化等を進め、事前放流を含めたダムによる洪水調節と水力発電の促進を両立する「ハイブリッドダム」の取組を推進する。
- 施設の機能を確実に発揮させるため、引き続き河川管理施設、下水道施設、海岸保全施設等の適切な維持管理・更新を進めるとともに、水門・樋門・排水機場・ダム等の自動化・遠隔操作化等の施設管理の高度化を進める。また、ダムの貯水池機能の回復等のため、順次集中的・計画的に洪水調節容量内等に堆積した土砂の撤去、ダムへの土砂流入量を低減させるための対策等に取り組む。
- 自然環境が有する機能を持続的に発揮し続けるため、様々な関係者による連携・協力体制の構築を図る。また、社会資本整備や土地利用に係る様々な取組にグリーンインフラを波及させるとともに、民間の参入や投資の拡大も取り込みながら継続的にグリーンインフラを推進する。
- 各都道府県における海岸保全基本計画の変更を促進し、気候変動の影響も考慮した海岸堤防等の整備や侵食対策を進める。
- 防災情報の更なる高度化を図るため、水害リスク情報の充実、浸水常襲箇所への低コストな浸水センサ設置等によるきめ細かな情報提供、水位予測情報の長時間化や精度向上を推進するとともに、オープンデータ化を含めた河川情報の提供やサイバー空間上のオープンな実証実験基盤（流域治水デジタルテストベッド）整備により、官民連携による避難行動を促すサービスや洪水予測技術の開発、流域治水の自分事化等を促進する。
- 渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、橋梁や道路の洗掘防止等の対策や橋梁の架け替え等を推進する。また、近年の強雨傾向等を踏まえ、道路やアンダーパス部等における排水施設及び排水設備の補修等を推進する。さらに、津波や洪水からの緊急避難場所を確保するため、地方公共団体のニーズを踏まえ、直轄国道の高架区間等を緊急避難場所等として活用するための避難施設を整備するなど、道路における洪水・浸水・津波への対応を推進する。あわせて、応急組立橋の確保や貸与等による地方公共団体への支援を推進する。
- 電源等の重要施設を含む鉄道施設に対する浸水対策を引き続き推進するとともに、河川橋梁や斜面崩壊対策、異常気象時の二次災害防止のための運転規制等、鉄道の安全・安定輸送を確保するための対策を講じる。

- 頻発する自然災害による死傷者数の低減等を図るため、防災気象情報の利活用の促進、気象防災アドバイザーの拡充・活用促進、JETT（気象庁防災対応支援チーム）の活動等を通じた地方公共団体の防災対応支援、多言語での情報発信を行うとともに、次期静止気象衛星や二重偏波気象レーダー等の観測機器等の整備、スーパーコンピュータを活用した予測技術の開発等により、線状降水帯や台風等の予測精度の向上等、各種防災気象情報の高度化を図る。くわえて、北極域研究船「みらいⅡ」の建造・運用等により、更なる精度向上に向けて研究を進める。
- 異常気象等の発生による突発的又は広域かつ長期的な浸水を防ぐため、決壊すると多大な影響を与える防災重点農業用ため池の改修、農用地の湛水被害を防止するための農業用排水施設等の整備・改修等を推進する。また、ソフト対策として防災重点農業用ため池のハザードマップ作成等を進める。
- 「田んぼダム」の取組を広げていくため、多面的機能支払交付金により地域の共同活動を支援するとともに、農地整備事業等により水田の貯留機能を向上させる農地整備を進める。
- 児童・生徒の学習・生活の場であり、災害時には避難所となる学校施設について、受変電設備のかさ上げ、止水板の設置等による浸水対策を進める。
- 大規模災害が発生した時に住民が主体的で適切な避難行動により命を守るためには、住民等が主体となった避難に関する取組の強化や防災意識の向上等の自助・共助を促進する必要があるため、地区居住者等が市町村と連携しながら地区防災計画に関する取組を促進することで、住民等の自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図る。
- 大規模な洪水・高潮氾濫時における広域避難体制の整備、避難の実効性確保に向けて検討を推進する。
- 水害を受けた被災地の早期回復を図る上で、速やかな災害復旧工事等の実施が極めて重要であることから、TEC-FORCE 活動に必要な災害対策用機材の更なる充実を図るとともに、ICT 施工や BIM/CIM 導入による一連の建設生産プロセスの高度化・効率化等のインフラ分野の DX を推進する。また、水防団の充実強化とともに、水防活動の効率化・高度化を図るため、活動現場の状況報告や情報集約、共有等にデジタルデバイスを活用する。
- 高精度な気候変動予測データを創出するとともに、DIAS の長期的・安定的な運用を継続することにより地球環境ビッグデータを利活用し、国土強靱化等に貢献する研究開発を推進する。
- 近年の技術革新を活かした災害の早期予測や、質の高い情報の提供などに資するよう、今後、スーパーコンピュータのさらなる性能向上を推進する。
- 気候変動影響評価や適応策の検討のため、引き続きデータの整備や知見の収集・提供を進めるとともに、令和 4 年度に改訂を行った地域気候変動適応計画策定マニュアルの周知を進め、市町村における地域気候変動適応計画策定を支援する。
- 令和 2 年 6 月に公表した「気候変動×防災」戦略の主流化のため、気候変動×防災の取組に関するマニュアル（令和 5 年度公表）を地方公共団体に広く周知するなど、地方公共団体における地域気候変動適応計画及び防災関連計画への「気候変動×防災」の取組の反映や、気候変動対策及び防災・減災対策の包括的な実施を推進する。

（主要施策）

【国交・農水】流域治水対策（河川、砂防、下水道、海岸）

【国交・農水】河川管理施設・砂防施設等の戦略的な維持管理の推進

【国交】災害に強い市街地形成に関する対策

- 1 【農水】防災重点農業用ため池の防災・減災対策の推進
- 2 【農水】「田んぼダム」等の取組の推進
- 3 【農水】山地災害危険地区等における治山対策
- 4 【農水】農村地域の総合的な防災・減災対策の推進
- 5 【国交】グリーンインフラを活用した防災・減災対策の推進
- 6 【環境】気候変動影響を踏まえた災害対策
- 7 【文科】科学的データの充実・提供による、気候変動の緩和・適応策や防災対策の施策立案等への貢献
- 8
- 9 【文科】異常気象予測の高精度化に資する北極域研究船の建造
- 10 【文科】スーパーコンピュータを活用した防災・減災対策
- 11 【財務】流域治水対策（国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備のための治水関連計画の策定支援）
- 12
- 13 【国交】渡河部の橋梁^{りょう}や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策
- 14 【国交】鉄道施設の浸水対策
- 15 【国交】鉄道河川橋梁^{りょう}の流失、傾斜対策
- 16 【国交】鉄道における異常気象発生時の二次災害に備えた運転規制の適正な実施
- 17 【農水・国交】水門・陸閘^{りつこう}等の自動化・遠隔操作化、効果的な管理運用の推進
- 18 【国交】上下水道施設の戦略的維持管理・更新
- 19 【文科】学校施設等の安全確保、教育活動等の早期再開のための耐災害性強化（公立学校、国立学校、私立学校）
- 20
- 21 【文科】学校施設等の避難所としての防災機能の強化等の普及・啓発
- 22 【内閣府】国民の防災意識の向上
- 23 【国交】建設生産プロセスにおける新技術等の開発・活用を通じた災害対策の高度化
- 24 【国交】河川情報等の充実
- 25 【国交】線状降水帯・台風、大規模地震・大規模噴火等に関する情報の高度化
- 26 【農水】農山漁村における想定被害情報の共有による避難計画の精度の向上
- 27 【内閣府】スマートインフラマネジメントシステムの構築
- 28 【内閣府】土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進
- 29 【国交】水防団の充実強化等による地域水防力の強化
- 30 【国交】TEC-FORCE 等に係る機能強化による災害対応力の強化
- 31 【国交】ICT 施工技術を活用した施工の効率化・省力化に資する対策
- 32 【国交】水災害リスク情報の充実・活用
- 33 【国交】ハザード関連データの整備・更新・発信
- 34

35 1-5) 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多 36 数の死傷者の発生

37 38 （推進方針）

- 39 ○ 将来見込まれる気候変動を踏まえ、過去に発生履歴を有するなど、土砂・洪水氾濫の
40 蓋然性が高い流域において砂防堰堤等の整備等を行うのみならず、土砂・洪水氾濫が発
41 生した流域と同様の地形的特徴を有するなど、対策の優先度が高い流域を調査により抽
42 出・選定した上で、必要な対策を講じる。
- 43 ○ 豪雨のみならず、南海トラフ地震や首都直下地震等、将来発生が予想されている大地
44 震を踏まえて、人家が集中している箇所やまちづくり等の観点から特に重要な地域及び
45 社会・経済活動を支える基礎的なインフラを守るため、土砂・洪水氾濫や土石流に対し

て土砂・流木の捕捉効果が高い透過型砂防堰堤^{えん}の整備を進めるとともに、土砂災害リスクの低いエリアへの居住誘導等を行う防災まちづくりの取組と一体的に実施する土砂災害対策を推進するなど、引き続き砂防施設等の整備を推進する。

○ 砂防設備等の機能を確実に発揮させるため、引き続きトータルコストの縮減、費用の平準化の観点から、予防保全型の維持管理を進める。

○ 頻発化する土砂災害に対し、高精度な地形図を活用した基礎調査を実施し、引き続き土砂災害警戒区域等の指定を進めるとともに、土砂災害警戒区域等の認知度の向上、都道府県と気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の精度向上等に取り組むことで、住民等の円滑な避難を促進する。また、人工衛星やドローン等を活用して、土砂災害の実態把握を迅速化することにより、二次災害防止対策の早期実施や警戒避難体制の構築を支援する。

○ 被災地における速やかな応急復旧等のため、TEC-FORCE 活動に必要な災害対策用機材の更なる充実を図るとともに、土砂崩落等により人の立入りが困難な被災現場における活動を可能とするため、建設機械の自動化・遠隔化技術等の開発・改良等のインフラ分野の DX を推進する。

○ 大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、豪雪等により、山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、流域治水と連携しつつ、地域の実情に応じて生物多様性にも配慮しながら、山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの配置等により、土砂流出の抑制等を進める。

○ 豪雨災害等による林地の被害の拡大を防ぐためには、山地災害防止や水源涵養機能等の森林の公益的機能の発揮が重要であることから、間伐及び主伐後の再生林を推進する。

○ 頻発する自然災害による死傷者数の低減等を図るため、防災気象情報の利活用の促進、気象防災アドバイザーの拡充・活用促進、JETT（気象庁防災対応支援チーム）の活動等を通じた地方公共団体の防災対応支援、多言語での情報発信を行うとともに、次期静止気象衛星や二重偏波気象レーダー等の観測機器等の整備、スーパーコンピュータを活用した予測技術の開発等により、線状降水帯や台風等の予測精度の向上等、各種防災気象情報の高度化を図る。くわえて、北極域研究船「みらいⅡ」の建造・運用等により、更なる精度向上に向けて研究を進める。

（主要施策）

【国交・農水】流域治水対策（河川、砂防、下水道、海岸）

【国交・農水】河川管理施設・砂防施設等の戦略的な維持管理の推進

【国交】道路の法面・盛土の土砂災害防止対策

【農水】山地災害危険地区等における治山対策

【農水】農村地域の総合的な防災・減災対策の推進

【農水】山地災害危険地区等における森林整備対策

【国交】線状降水帯・台風、大規模地震・大規模噴火等に関する情報の高度化

【国交】水災害リスク情報の充実・活用

【国交】TEC-FORCE 等に係る機能強化による災害対応力の強化

【内閣府】土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進

【総務】住民等の避難等に資する情報伝達手段の多重化・多様化の推進

【国交】自動施工技術を活用した建設現場の省人化対策

1-6) 火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生

1 (推進方針)

- 2 ○ 火山調査研究推進本部の下、火山に関する観測、測量、調査及び研究を一元的に推進
- 3 し、それに基づく総合的な評価を行うほか、大学・研究機関等との協力により機動観測
- 4 体制を構築する。また、火山現象の専門的な知識又は技術を有する人材の育成・確保に
- 5 取り組む。
- 6 ○ 火山噴火や火山噴出物の流出に伴う土砂災害の被害を防止・軽減するため、ハード・
- 7 ソフト両面から対策を講ずるとともに、退避壕・退避舎等の整備を進める。
- 8 ○ 高精度な地形データに基づき、火山噴火の状況に応じて土砂災害のリスクが及ぶ範囲
- 9 をリアルタイムで想定する「火山噴火リアルタイムハザードマップ」の整備及び精度向
- 10 上を進めるとともに、火山噴火緊急減災対策砂防計画を整備し、資機材の備蓄や監視・
- 11 観測機器の整備等の「平常時からの対策」と、除石や緊急調査の実施等の「緊急時の対
- 12 策」を、ハード・ソフト両面から機動的に実施できる体制の整備を進める。
- 13 ○ 警戒避難体制の整備に当たっては、火山地域の状況や想定される噴火の規模、影響範
- 14 囲等の特性を踏まえ、関係都道府県・市町村の間で整合のとれた避難計画、集客施設等
- 15 における避難確保計画等の策定等とともに、これらの計画に基づく防災訓練を行う。ま
- 16 た、「火山防災の日」の普及啓発や火山防災に係る防災教育等を推進する。
- 17 ○ 噴火警報等の発表に不可欠な観測機器等の整備等により、噴火警報等の防災気象情報
- 18 の高度化を進めるとともに、今後打ち上げ予定の先進レーダ衛星の適切な運用により、
- 19 火山活動の活発化の兆候を速やかに把握するための監視を継続的に実施する。
- 20 ○ 火山噴火や避難に関する情報は、地域住民のみならず、観光客や外国人等が理解しや
- 21 すいよう、発信する内容、手段（多言語化を含む）等を工夫するほか、情報通信技術の
- 22 活用等を通じて、迅速かつ的確に伝えられるようにする。
- 23 ○ 全国陸域の99火山周辺の定期的な地殻変動を監視するとともに、火山活動時の地殻変
- 24 動情報の速やかな提供を行う。そのために必要な解析システムの安定運用と高度化、耐
- 25 用年数を踏まえた計画的なハードウェアの更新を行うとともに、先進レーダ衛星
- 26 (ALOS-4) データの定常解析を実施する。

28 (主要施策)

29 【国交・農水】流域治水対策（河川、砂防、下水道、海岸）

30 【農水】山地災害危険地区等における治山対策

31 【国交】線状降水帯・台風、大規模地震・大規模噴火等に関する情報の高度化

32 【文科】火山調査研究推進本部の運営

33 【文科】火山の総合的な評価に資する調査研究の推進

34 【文科】地震津波火山観測網の高度化に関する対策

35 【文科】火山の機動観測体制の構築

36 【文科】次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト

37 【文科】即戦力となる火山人材育成プログラム

38 【国交】SAR 衛星データ等による全国陸域の地殻変動の監視

39 【文科】ALOS シリーズ等の地球観測衛星の開発

40 【内閣府】火山災害対策の推進

41 【国交】河川管理施設・砂防施設等の戦略的な維持管理の推進

42 【国交】河川情報等の充実

44 1-7) 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

1 (推進方針)

- 2 ○ 冬期の道路交通確保のため、地域の実情に応じて、高速道路の暫定2車線区間や主要
3 国道の4車線化、付加車線や登坂車線の設置、バイパス等の迂回路整備等の基幹的な道
4 路ネットワークの強化を図るとともに、集中的な降雪により走行不能となる車両が発生
5 しないよう、消融雪施設、スノーシェッド、防雪柵、チェーン着脱場、効率的な除雪作
6 業のための除雪ステーション等の整備を進める。また、やむを得ず車両滞留が発生した
7 場合に備え、中央分離帯開口部やUターン路等の整備を進める。あわせて、大規模な車
8 両滞留の発生や長時間の通行止めによる死傷者の発生を防ぐため、冬期道路交通確保に
9 向けた各道路管理者との更なる連携強化、出控え等の行動変容を促す取組、高速道路と
10 並行する国道等の同時通行止めも含めた躊躇ない通行止め等を推し進める。
- 11 ○ 幹線道路における除排雪を適切に実施するとともに、除雪機械の増強、貸与等の地方
12 公共団体への支援や積雪寒冷地特有の舗装損傷への対策等の検討を進める。
- 13 ○ 降積雪時、列車の駅間停車による長時間にわたる乗客の閉じ込め等の事態を回避する
14 ため、降積雪の状況等に応じた総合的な雪害対策を強化する。特に、最大で1週間にわ
15 たる列車運休や、駅間停車による乗客の閉じ込めが発生したことを踏まえ、除雪機・融
16 雪設備等の整備や、気象予報を踏まえた事前の備えの強化、長時間駅間停車が見込まれ
17 る場合における運行再開と乗客救出の並行実施の再徹底、乗客への具体的情報提供の強
18 化、地方公共団体等関係機関との協力体制の強化、具体的場面想定に基づく実践的な訓
19 練等が適切に実施されるよう対策を進める。
- 20 ○ 安全で効率的かつ持続的な除排雪を推進し、除排雪中の人命に関わる事故等を減少さ
21 せるため、引き続き、共助除排雪体制整備に向けた支援を行う。
- 22 ○ 雪害を起因とする死傷者の発生を防ぐため、送配電設備の耐雪害対策を実施するほか、
23 設備損傷の起因となる周辺樹木の事前伐採等を進める。
- 24 ○ 頻発する自然災害による死傷者数の低減等を図るため、防災気象情報の利活用の促進、
25 気象防災アドバイザーの拡充・活用促進、JETT（気象庁防災対応支援チーム）の活動等
26 を通じた地方公共団体の防災対応支援、多言語での情報発信を行うとともに、次期静止
27 気象衛星等の観測機器等の整備、スーパーコンピュータを活用した予測技術の開発等によ
28 り、各種防災気象情報の高度化を図る。
- 29 ○ テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS 等、
30 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動が遅
31 れることがないように、他の情報伝達手段（防災行政無線等）により災害情報を配信でき
32 るよう拡充・機能強化する。
- 33 ○ 大規模災害時における迅速かつ網羅的な状況把握はその後の救助活動を実施する上で
34 不可欠であることから、迅速な撮影及びリアルタイムの映像伝送に一部制限がある現在
35 のヘリコプター映像伝送システムについて、電波の到達距離外の地域における映像伝送
36 を可能とするため、ヘリサット搭載事業の推進を図る。
- 37 ○ 教職員が不在の時であっても、児童生徒等が自ら判断し、命を守る行動がとれるよう
38 防災教育を実施するとともに、平時から家庭や地域、関係機関と連携を図る。
- 39 ○ 雪害時の孤立者に対するメンタルケアを実施できる体制を確保する。
- 40 ○ 豪雪地帯における津波からの避難路の冬期管理については、地域住民と一体となって、
41 いつでも適切に活用可能な状態に保つ。
- 42 ○ 地震、強風、豪雪等の各種災害での部材落下等地域住民の生活環境に影響を及ぼす空
43 き家の放置や老朽化を防ぐため、改正空家法（令和5年12月施行）に基づく管理不全空
44 家等に係る制度の適確な執行や空家等管理活用支援法人制度の活用促進等の支援により、
45 空き家の早期活用や適切な管理を促進する。

1
2 (主要施策)

3 【国交】道路の雪寒対策の推進

4 【国交】鉄道における雪害対策の推進

5 【国交】線状降水帯・台風、大規模地震・大規模噴火等に関する情報の高度化

6 【総務】Jアラートによる住民に対する災害情報の迅速かつ確実な伝達

7 【防衛】ヘリコプター映像伝送装置の整備等による情報収集体制の整備

8 【国交】地域の克雪方針策定と共助による除排雪体制整備の推進

9 【国交】地域の防災性向上に資する空家等の除却や活用の促進

10 【内閣府】国民の防災意識の向上

11
12 ■ 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境
13 を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

14
15 2-1) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

16
17 (推進方針)

- 18 ○ キッチンカー・トレーラーハウス、トイレカー等の災害時に活用可能な災害対応車両
19 について、平時から登録・データベース化する等、被災自治体のニーズに応じてこれら
20 を提供し、迅速な被災者支援・支援者支援につなげるための仕組みの検討を推進する。
- 21 ○ 自衛隊、警察、消防、海保、TEC-FORCE 等において、災害対応力強化のための車両・
22 装備資機材等の充実強化を推進する。また、TEC-FORCE においては、限られた時間で最
23 適な資源配置が可能となるシステムや、被害状況把握を迅速化するための ICT 機器等の
24 デジタル化を踏まえた取組を推進する。
- 25 ○ くわえて、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化、水防団、消防団や自主防災組織の
26 充実強化、DMAT 及び自衛隊災害医療基幹要員の養成、道路啓開等を担う建設業の人材
27 確保、緊急消防援助隊の迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備等を推進する。
- 28 ○ 特に、地域防災力の中核を担う消防団については、消防団員の減少が続く中、女性や
29 若者の入団促進等による消防団員の更なる確保を一層進めるとともに、小型・軽量化さ
30 れた車両・資機材等の整備の推進や、これらの更新を含めた更なる充実や、より実践的
31 かつ効果的な訓練の強化等により、大規模災害等に備えた地域における防災力を一層強
32 化する。
- 33 ○ ISUT がより効果的に活動できるよう、地方公共団体等の関係機関における ISUT の活
34 用の促進や、ISUT による地図作成の迅速化・効率化を図る。
- 35 ○ 関係府省庁の災害対応業務、関係機関における情報共有・利活用において利便性の高
36 い UTM グリッド地図の活用等について、一般的な防災業務における標準化を一層推進す
37 る。
- 38 ○ RAIL-FORCE において、最新のデジタル技術を活用した ICT 機器や災害情報システム
39 の活用等を推進するとともに、訓練・研修・講習による隊員等の災害対応力の向上を推
40 進する。
- 41 ○ 物流・産業・生活機能が集積し、多様な関係者が存在する臨海部において、岸壁・防
42 潮堤等の被災リスクや堤内地・堤外地の浸水リスク、漂流物により海上輸送の大動脈が
43 機能不全に陥るリスク、一つの港湾における被災の影響が広域的に波及するリスク等の
44 増大に対応するため、官民の多様な主体が合意の上でハード・ソフト一体となった総合
45 的な防災・減災対策を行う「協働防護」の取組を推進する。その際、脱炭素化に配慮し

- た港湾機能の高度化等を図るカーボンニュートラルポート(CNP)の取組とも連携し、エネルギー転換に伴う臨海部の大規模な土地利用転換を契機とした強靱化を推進する。
- 自衛隊の艦船が迅速に救援物資を輸送するため、輸送・補給拠点となる施設等を整備する。また、部隊の迅速かつ適切な任務遂行を図るため、燃料や糧食等を備蓄する。
 - 大規模災害発災後において、活動を開始すると見込まれる米軍との連携手順を日米双方で明確化するとともに、応援部隊の受入れや連携活動の調整方法等についても明確化する。
 - 地区・自治会単位で地域住民の生存・所在等の確認や、急を要する救助活動等の必要性を行政関係機関へ伝達できる仕組みを構築する。
 - 「仙台防災枠組2015-2030」に基づいた各国の取組を推進し、我が国が「防災先進国」として国際社会における防災の主流化を引き続き積極的に推進していく等、戦略的な国際防災協力の展開や国連等国际機関を通じた国際防災協力等を推進する。
 - 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標を持って合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める。また、大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。
 - 災害対応において関係省庁ごとに体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務、情報共有・利活用等について、標準化を推進する。
 - 地域における活動拠点となる警察施設、自衛隊施設や消防庁舎等の耐災害性を更に強化する。
 - 地方公共団体、関係府省庁の連携等により、活動経路の耐災害性を向上させるとともに、装備資機材の充実、官民が保有するプローブ情報の活用等による交通状況の迅速な把握、ICT を活用した情報収集・共有、情報提供等必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路・航路啓開といった活動が円滑に行われるよう支援する。
 - 災害対応に役立つ情報を災害対応機関で共有する防災デジタルプラットフォームを構築するため、基本ルール等の策定、新総合防災情報システム(SOB0-WEB)の活用、各府省庁等の防災情報関係システムとの自動連携の充実、地方公共団体・指定公共機関との連携の充実に取り組む。さらに、災害対応機関が収集した被害状況等の映像情報等を収集できるよう「防災 IoT」インターフェースの実装や、ISUT(災害時情報集約支援チーム)の充実強化等の防災DXに取り組む。
 - 負傷者の発生を抑制するため、住宅・建築物の耐震化を進める。
 - モデル事業で蓄積された様々な知見やノウハウ、そして人的資源を活用して、個別避難計画の作成の更なる加速化を目指す。また、避難行動要支援者一人一人が災害時に的確な避難行動がとれるよう、避難訓練の実施等、個別避難計画の実効性を高める取組等を推進する。さらに、個別避難計画作成の必要性など制度の趣旨の周知や各地の取組事例の共有・展開等により、個別避難計画の効果的・効率的な作成の取組促進を図る。
 - 首都直下地震想定エリア等、災害リスクの高い場所への過度な人口集中状態を緩和していくため、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策を検討し、取り組む。

(主要施策)

【内閣府】避難所の生活環境改善対策とそのための備蓄の推進

【総務】消防庁舎の耐震化

【総務】緊急消防援助隊の車両整備等による災害対応力の強化

【防衛】大規模な地震災害にも耐えうる自衛隊施設とするための施設機能の維持・強化

【防衛】大規模な災害にも耐えうるインフラ基盤とするための機能の維持・強化

- 1 【防衛】 自衛隊の飛行場施設等の資機材等対策
- 2 【警察】 警察施設の耐災害性の強化
- 3 【警察】 災害用装備資機材の充実強化
- 4 【防衛】 自衛隊の災害救助能力の向上に資する装備品の整備
- 5 【防衛】 大規模災害に耐えうる燃料の備蓄
- 6 【防衛】 南西地域における輸送・補給能力強化のための港湾等施設の整備
- 7 【国交】 海上保安施設等の耐災害性強化対策
- 8 【国交】 巡視船・航空機の整備
- 9 【国交】 巡視艇の整備
- 10 【国交】 港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発
- 11 【警察】 交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用
- 12 【内閣府】 デジタル・防災技術の活用促進
- 13 【国交】 港湾広域防災施設における訓練・防災教育等の推進
- 14 【国交】 災害時における自衛隊・海上保安庁の円滑な利用にも資する港湾施設の整備
- 15 【国交】 災害発生時における港湾を活用した物流・人流ネットワークの構築と復旧・復興
- 16 体制の確保
- 17 【国交】 TEC-FORCE 等に係る機能強化による災害対応力の強化
- 18 【国交】 RAIL-FORCE 隊員の対応能力向上と資機材の ICT 化・高度化
- 19 【防衛】 各種災害を想定した対処訓練の継続的实施
- 20 【防衛】 災害派遣時に人員及び物資の派遣を可能とする装備品の取得・整備
- 21 【防衛】 大規模災害時における在日米軍との連携の深化
- 22 【総務】 消防団の更なる災害対応能力の強化に関する対策
- 23 【総務】 消防分野における DC・新技術の活用に関する対策
- 24 【総務】 常備消防力の強化
- 25 【総務】 消防指令システムの高度化
- 26 【総務】 マイナ救急の全国展開・機能拡充
- 27 【厚労】 災害派遣医療チーム（DMAT）の養成
- 28 【財務】 地方公共団体に対する国有財産を活用した廃棄物仮置き場や避難場所確保等支援
- 29 【内閣府】 個別避難計画作成の促進
- 30 【内閣府】 国際防災協力の推進

2-2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

（推進方針）

- 未耐震の災害拠点病院や救命救急センター等の救急医療を担っている病院や耐震性が特に低い建物を有する病院等の耐震整備を引き続き推進する。
- 災害時における医療提供体制の充実・強化を図るため、引き続き、災害拠点病院等の自家発電設備の強化を実施する。
- 今後発生が想定される南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、病院の診療機能を 3 日程度維持するために給水設備を設置し、災害時における医療提供体制の充実・強化を図るため、引き続き、災害拠点病院等に対して、病院の診療機能を 3 日程度維持するために給水設備（受水槽、地下水利用施設）の設置等を推進する。
- 災害時において医療機関が都道府県や DMAT 等との着実な連絡体制・通信手段を確保するため、災害拠点病院だけでなく、その他の医療機関についても非常用通信手段を整備

1 する。

- 2 ○ 国立大学附属病院施設についても、各附属病院の長期整備計画に基づき、耐震対策や
- 3 災害等非常時における地域の医療拠点として必要となる施設機能確保等、防災・減災機
- 4 能強化を含めた施設整備を行う。
- 5 ○ BCP 未策定の災害拠点病院以外の病院（救命救急センター・周産期母子医療センター
- 6 等）に対しても、優先的に BCP 策定研修を実施し、BCP 策定率の向上を図る。
- 7 ○ 大規模災害時等に被災地へ急行し救急医療等を行うための訓練を受けた災害派遣医療
- 8 チーム（DMAT）の更なる養成を推進する。
- 9 ○ どの地域で大規模災害が発生した場合でも被災地における精神保健医療機能を維持す
- 10 ることにより災害関連死を抑制するため、全ての都道府県において DPAT 先遣隊の整備
- 11 を進める。
- 12 ○ 被災都道府県の災害対策本部において災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣調整業務を
- 13 担う災害医療コーディネーターの養成を推進する。
- 14 ○ 南海トラフ地震・首都直下地震等多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リ
- 15 ソース（水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等）の需要量に比し、被災を考慮した
- 16 地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性
- 17 が高く、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含めた省庁横断的な具体の検討
- 18 を行い、医療リソースの供給体制を確立する。
- 19 ○ 大規模災害等発生時における医薬品等の安定供給確保については、有事の際に効果的
- 20 な対応ができるよう、国と都道府県で連携体制を構築し、必要に応じた医薬品等の供給
- 21 計画や備蓄状況等の点検・見直しを求める。また、医薬品のうち輸血用血液製剤につい
- 22 ては、災害時等に必要な供給を確保するため、日本赤十字社の供給体制に支障が生じる
- 23 ことが想定される場合、必要に応じて点検・見直しを求める。
- 24 ○ 大規模災害時の保健医療福祉活動チームの指揮・情報連絡を円滑に行い、被災者の保
- 25 健医療福祉ニーズ等に見合った適切なケア等が行える体制を確保する。
- 26 ○ 広域災害・救急医療に必要な情報収集のシステム機能・体制強化を引き続き推進する。
- 27 ○ 船舶を活用した医療提供体制の整備を推進するとともに、船舶活用医療の実効性を向
- 28 上させるため実際の船舶を用いた訓練により活動要領に基づいた船舶医療活動を実証す
- 29 る取組を推進する。また、医療コンテナの実用性を検証するため、災害時を想定した訓
- 30 練や実災害における医療コンテナの活用を通して、普及促進に向けた課題抽出や対応策
- 31 を検討する。
- 32 ○ 地域防災計画に避難施設等として位置付けられた公共施設等、又は業務継続計画によ
- 33 り災害発生時に業務を維持すべきとされた公共施設等において、大規模災害時において
- 34 も発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー、停電時自立機能を持つコ
- 35 ージェネレーションシステム等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を推進する。
- 36 ○ DMAT 等や支援物資が災害拠点病院等に到達できるよう、代替性確保のための高規格
- 37 道路等の整備及びアクセス向上、道路橋梁^{りょう}の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛
- 38 土のり尻補強、無電柱化、環状交差点の活用、空港施設の耐震化、港湾施設の耐震・耐
- 39 波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を進める。また、患者や医薬品等の
- 40 搬送ルートの優先的な確保等取組を進める。
- 41 ○ 交通渋滞により緊急車両が到達できない事態を回避するため、官民が保有するプロー
- 42 ブ情報の活用や広域交通管制システムの運用、ICT を活用した情報収集・共有、デジタ
- 43 ル技術を活用した効率的な災害覚知、関係機関が連携した通行実績情報の収集等を推進
- 44 し、自動車の通行に関する情報の迅速な把握や交通対策への活用を進める。また、通行
- 45 止め等の交通規制や渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回^{うわい}や自動車

による出控えについて、国民の理解と協力を促すなど、災害時交通マネジメントを推進する。

- そもそも多数の負傷者が発生しないよう、住宅・建築物の耐震化に加えて、外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組む。また、首都直下地震想定エリア等、災害リスクの高い場所への過度な人口集中状態を緩和し、かつ地方の定住人口が少なくなりすぎて平時からの医療サービスを維持できなくなる状態を回避していくため、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策を検討し、取り組む。
- 災害時におけるへき地の医療機能を確保するため、医療機関のBCPを検討する。
- 巨大地震による被災が想定される地域における医療機関の更なる耐災害性強化に取り組む。
- 医薬品・医療ガス・医療機器・食料等のあらゆる必需品が災害時であっても適切に供給できるような体制把握・強化をあらかじめ行う。
- 都道府県における災害薬事コーディネーターの養成を行い、災害発生時における被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等、災害時の円滑・適切な医薬品提供・衛生管理の充実に図る。
- 心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関の医療観察法病棟は開棟後十数年が経つものが多く、設備の老朽化が目立つため、防災、減災の観点から設備の更新等を行うために大規模修繕等を実施する。

(主要施策)

【厚労】医療施設の耐震化

【文科】国立大学附属病院施設の防災・減災機能強化

【厚労】心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関の老朽化対策

【厚労】病院における事業継続計画（BCP）の策定

【厚労】災害拠点病院等の給水設備の整備強化

【厚労】災害拠点病院等の自家発電設備の整備強化等

【厚労】救命救急センター等の非常用通信設備の整備強化等

【厚労】医療用コンテナ活用の促進

【経産】災害時等に備えた需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等の推進

【経産】石油製品の円滑な供給に向けた関係府省庁間連携の強化

【環境】避難施設等への自立・分散型再エネ設備等の導入推進対策

【国交】気候変動等に対応した渇水対策及び災害時における用水供給の確保

【内閣府】災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進

【厚労】災害派遣医療チーム（DMAT）の養成

【厚労】（都道府県・地域）災害医療コーディネーターの養成

【厚労】被災地における各種保健医療福祉活動チームの連携体制構築

【厚労】災害派遣精神医療チーム（DPAT）の養成

【厚労】災害薬事コーディネーターの養成

【厚労】モバイルファーマシーの活用環境の整備

【防衛】大規模災害による大量負傷者に対応できる衛生科基幹隊員の養成

【国交】道路ネットワークの機能強化対策

【国交】滑走路等の耐震対策

2-3) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

(推進方針)

- 平時、発災時、復旧・復興としての一連の政府の災害対策をリードする司令塔としての役割を担う防災庁を令和8年度までに設置するよう、必要な検討・調整を行う。
- 避難所における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、地方公共団体における避難所の適切な設置・運営等に資する取組を引き続き促進する。
- スフィア基準も十分に踏まえながら避難所の在り方を見直すとともに、避難所で使用するベッド、トイレ等の資機材の備蓄に関し、有効な取組を支援する仕組みを構築するなど、避難所の環境改善のための取組を推進する。
- 全国各地への迅速かつ確実な物資支援を可能とするため、政府の立川防災合同庁舎に加えて、新たに全国7か所に、段ボールベッド等の簡易ベッドやパーティション、簡易トイレ、温かい食事を提供するための資機材や入浴のための資機材等、調達に時間を要するため一定の備蓄が必要なものについて、購入・分散備蓄を実施する。
- 地区防災計画の策定・充実を図るため、引き続き、全国の取組状況や地区防災計画制度の効果の周知、優良事例の情報収集・横展開を実施する。
- 避難生活支援分野において、災害関連死の防止、避難生活環境の向上を図るため、避難生活支援における地域のボランティア人材を育成するスキルアップ研修を実施するとともに、当該人材を地域・避難所とマッチングするための仕組みを構築する。
- マイナンバーカード、デジタル技術の活用により、避難所入所・退所手続き、災害対策本部への報告書作成等の避難所運営業務等の効率化を推進する。
- 各都道府県における災害福祉支援ネットワークの構築や災害派遣福祉チーム(DWAT, DCAT)の設置等により、災害時の福祉支援体制の整備を進める。
- どの地域で大規模災害が発生した場合でも被災地における精神保健医療機能を維持するため、全ての都道府県においてDPAT先遣隊の整備を進める。
- 大規模災害により多数の死亡者が発生して被災地の火葬能力を超え、多数の遺体の火葬が行われない場合、感染症まん延や医療機関の収容能力の圧迫につながるおそれ等があるため、全都道府県で策定された広域火葬計画について具体的・実効的な計画への進化を図る。
- 夏季における自然災害発生時に開設された避難所等における熱中症対策を実施する。
- 学校施設の非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策や浸水・土砂災害対策、防災機能強化等について、事例集・手引の周知や、講演・事例紹介等を行うセミナーを行い、普及・啓発を図り、対策を推進する。
- 大規模災害が発生した場合に、各種の文教施設等が地域住民・施設利用者の避難所としての役割を果たすため、広域防災補完拠点として必要な役割(災害前における防災・減災教育拠点、災害時における災害対応補完拠点やこれらに対応するために必要なライフラインの機能強化及び、災害後における心身の復興拠点)を担うための取組を引き続き実施する。
- 避難者の発生を抑制するため、住宅・建築物の耐震化を進める。
- 被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める。
- 車中等避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する。また、迅速な被災者支援のために市町村による被災者台帳作成の事前準備を促進する。
- 避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前の利

用計画策定を推進する。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保する。

- 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、保健所を始め、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。
- ジェンダーバランスに配慮した避難所運営体制を確保する。
- 社会福祉に精通した職員・NPO等の避難所運営への参画を図る。
- 避難所等における生活環境の安全・安心を確保し、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等を防ぐためには、多様なニーズに対応する必要がある、避難所運営を始めとする、男女共同参画の視点からの防災・災害対応の取組を推進する。また、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～（令和2年5月）」を踏まえ、行政機関のあらゆる災害対応において女性職員の参画を図るとともに、自主防災組織や消防団等の地域における女性防災リーダーと連携し、防災の現場における女性の活躍を促進する。
- あらゆる災害を想定し、被災都道府県等が被災状況等から DHEAT の必要性を判断し、適切な要請につなげられるよう、また、非被災都道府県は派遣要請に応じ、速やかに DHEAT を派遣できるよう、実災害を想定した訓練や研修を行うことにより体制整備を促進する。

（主要施策）

【内閣官房】 平時、発災時、復旧・復興としての一連の政府の災害対策をリードする司令塔としての役割を担う防災庁設置

【内閣府】 避難所の生活環境改善対策とそのための備蓄の推進

【内閣府】 プッシュ型支援における内閣府備蓄物資の分散備蓄整備

【内閣府】 避難所の運営状況等に関する取組状況調査

【内閣府】 国民の防災意識の向上

【デジタル】 マイナンバーカードを活用した避難所運営効率化等の横展開

【文科】 学校施設等の避難所としての防災機能の強化等の普及・啓発

【文科】 学校施設等の避難所等としての役割を果たすための防災機能強化（公立学校、国立学校、私立学校）

【文科】 独立行政法人等文教施設の耐災害性強化対策

【厚労・こども】 社会福祉施設等の耐災害性強化対策

【国交】 道路における防災拠点機能強化

【環境】 熱中症予防対策の強化

【環境】 災害廃棄物対策指針に基づく自治体による災害廃棄物処理計画の作成支援

【環境】 避難施設等への自立・分散型再エネ設備等の導入推進対策

【厚労】 都道府県単位での公民協働の広域的な福祉支援ネットワークの構築

【厚労】 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の養成

【内閣府】 災害ボランティア等の多様な主体との連携促進

【厚労】 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の体制構築

【内閣府】 男女共同参画の視点からの防災・災害対応

【国交】 住宅・建築物の耐震化の促進

1 【内閣府】被災者一人ひとりに寄り添った支援の推進

2
3 2-4) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停
4 止

5
6 (推進方針)

- 7 ○ 被災地外からの物資の調達、輸送に向け、道路・航路の啓開や民間輸送業者を含む体
8 制を整備する。また、「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用訓練や実践活用を
9 踏まえたシステムの高度化を図る。
- 10 ○ 災害発生時において、被災地ニーズに応じた支援を可能にするために、物資の分散備
11 蓄を重点化して進めるとともに、物資調達・輸送調整等支援システムや各自治体との連
12 携強化を推進する。
- 13 ○ 都道府県や被災影響の少ない周辺市町村の職員が、被災自治体の災害対応の後方支援
14 的業務（避難所への支援物資供給調整等）を担うなど支援体制の構築を進める。
- 15 ○ 食料物資が調達できない場合を回避するには、平時に民間の食料事業者等の協力の下、
16 応急用食料の調達可能量の調査を行い、食料不足が生じないようにする。
- 17 ○ 災害等による大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するため、水道施設の耐災害性強
18 化対策に加え、水道事業者におけるアセットマネジメントの取組を推進する。
- 19 ○ 停電時において、農業水利施設の運転・監視等に最低限必要な電源の確保のため、非
20 常用電源装置の設置のほか、再生可能エネルギーの活用を推進する。
- 21 ○ SS の燃料在庫能力の強化や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点とな
22 る SS・LP ガス中核充填所の災害対応力の強化を推進する。また、燃料供給のサプライ
23 チェーンの維持のため、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策を推進するほか、
24 燃料備蓄等需要家側の対策についても支援を強化する。
- 25 ○ 大規模自然災害によって製油所等が被災した場合、燃料の供給が途絶するおそれがある
26 ため、石油製品の国家備蓄を維持する。
- 27 ○ 災害発生時に燃料供給が滞った場合を想定し、自家発電の整備・稼働等により、災害
28 時において、地方公共団体・医療機関等が災害時でも機能確保できるように備える。
- 29 ○ 避難施設の機能維持、避難者の安全確保の観点から、災害時にも対応可能な天然ガス
30 利用設備（コージェネレーションシステム・ガス空調等）の導入を行うことで、避難者
31 の安全性確保、災害時における重要施設の機能維持を図る。
- 32 ○ 災害時の燃料として有効性が高い LP ガス・関連機器について避難施設や家庭等への
33 普及を推進する。
- 34 ○ 気候変動により激甚化・頻発化する気象災害による災害リスクの増大や南海トラフ地
35 震や首都直下地震等の大規模地震の発生が切迫していることを踏まえ、生命に関わる物
36 資・エネルギー供給の停止を防ぐため、気候変動等を考慮した港湾施設の耐震・耐波性
37 能等の強化や関連する技術開発、官民の多様な主体が合意の上でハード・ソフト一体と
38 なった総合的な防災・減災対策を行う「協働防護」の取組、港湾機能を最大限活用した
39 災害対応のための物流・人流ネットワークである「命のみなとネットワーク」の形成、
40 効果的な事前対策や災害発生時の民間企業等の活動等を可能な限り円滑に継続できるよ
41 うにするための港湾防災情報の高度化（DX）を推進する。
- 42 ○ 大規模災害時の緊急物資・人員輸送の拠点として機能できるよう、空港の耐災害性の
43 強化を進める。^{りょう}
- 44 ○ 渡河部の橋梁流失や河川隣接区間の道路流失等の発生に伴い被災地へアクセスがで
45 きず孤立が長期化することがないよう、その対策を推進する。

- 大規模災害時の救急救命・復旧活動を支えるため、緊急輸送道路の道路橋の耐震補強を推進する。また、交通麻痺により物資を運べない事態を抑制するため、道路構造物の液状化対策を推進する。
- 大規模災害発災後の緊急輸送道路等の通行を可能とするため、実動訓練等を通じ、放置車両移動など対応能力を強化する。
- 豪雨等により土砂が航路に流出した場合でも、海上輸送ルートを確保できるよう大規模出水時等に備えた航路の埋塞対策を実施する。
- 被災地での生命に関わる物資・エネルギー供給の停止を防ぐため、また、全国各地で頻発する災害に対応し的確な支援活動が実施できるよう、災害支援に資する船舶への十分な災害支援機能の整備等を進める。
- 複数の都道府県に被害が及ぶような大規模災害発生時に、緊急物資輸送の中継拠点や広域支援部隊のベースキャンプとして機能する港湾広域防災施設の機能強化を図る。
- 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止を防ぐために、現地に燃料等を輸送する。引き続き、訓練を通じ関係省庁との協力体制の強化に努める。
- 避難所への物資を滞りなく届けるために、ラストマイルも含めた円滑な支援物資物流の実現に向けた取組を進める。
- 大規模災害時に、被災地で食料・飲料水等の生命に関わる物資供給を確実かつ円滑に行うために、輸送オペレーションのデジタル化や、訓練・演習を継続的に実施する。
- 陸路が寸断等された被災地へ、自治体等からの要請に応じて大学・高専の所有する練習船を活用した海路による救援物資の運搬や給水支援などが可能となるよう、今後発生しうる災害等に備え、老朽化した練習船の更新を引き続き計画的・重点的に推進する。
- 民間企業による救援・支援物資の提供を円滑に実施するため、災害時であっても通信・ネットワーク機能の遮断を防止する対策を推進する。

(主要施策)

- 【内閣府】新総合防災情報システム等を活用した一元的な情報収集・提供システムの整備・運用
- 【農水】応急用食料等物資供給体制の充実及び備蓄の推進
- 【国交】上下水道施設の耐災害性強化
- 【農水】農村地域における農業水利施設を活用した小水力等再生可能エネルギーの導入促進
- 【経産】国家備蓄石油の適切な管理
- 【経産】災害時に地域の燃料供給拠点となるサービスステーションの機能確保
- 【経産】石油製品のサプライチェーンの維持・強化に向けたSS過疎地対策の推進
- 【経産】災害時等に備えた需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等の推進
- 【経産】送電網の整備・強化対策
- 【環境】避難施設等への自立・分散型再エネ設備等の導入推進対策
- 【内閣府】国民の防災意識の向上
- 【国交】道路橋梁等の耐震機能強化
- 【国交】渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策
- 【国交】道路の法面・盛土の土砂災害防止対策
- 【国交】道路啓開計画策定（災害に備えた関係機関との連携）
- 【警察】交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用
- 【国交】港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発

- 1 【国交】港湾広域防災施設における訓練・防災教育等の推進
- 2 【国交】空港における護岸^{かさ}嵩上げ・排水機能強化による浸水対策
- 3 【国交】ラストマイルを含む円滑な支援物資輸送体制の構築
- 4 【文科】大学・高専の練習船を活用した災害支援対策

2-5) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

(推進方針)

- 9 ○ 大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域や主要駅周辺地域等の滞在者等の安全と都市機能の継続を図るため、都市再生安全確保計画等を策定・改定し、官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策を推進する。
- 12 ○ 大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉に帰宅することにより緊急車両の通行を妨げるなどの応急活動への支障を防止し、あわせて帰宅困難者自身の安全を確保するため、官民が連携し、3日間の一斉帰宅抑制の基本原則の普及、企業等における施設内待機や拠点のない帰宅困難者の待機場所の確保を図るとともに、大規模な集客施設や駅等における利用者の保護等の対策の一層の推進を図る。
- 17 ○ 想定を超える大量の帰宅困難者の発生・混乱を抑えるため、休憩・情報提供等の帰宅支援場所となる公園、緑地、広場等の整備を推進する。
- 19 ○ このほか、鉄道施設の耐震対策・浸水対策、交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用、信号機電源付加装置等の交通安全施設等の整備、災害時における自転車の活用の推進、空港における護岸^{かさ}嵩上げ・排水機能強化による浸水対策、空港 BCP (A2 (Advanced/Airport) -BCP) の実効性強化対策、流域治水対策、企業の本社機能の地方移転・拡充の支援等を推進し、大都市圏における大量の帰宅困難者の発生を抑制する。
- 25 ○ 平時より、一斉帰宅抑制の基本原則の普及を図るとともに、災害時において帰宅困難者が自ら適切な行動を判断するのに必要な情報を取得できる対策を推進する。

(主要施策)

- 29 【内閣府・国交】主要駅周辺等における帰宅困難者対策の推進
- 30 【警察】交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用
- 31 【国交】空港 BCP の実効性強化対策
- 32 【内閣府】企業の本社機能の地方移転・拡充の支援
- 33 【国交】地方公共団体等と連携した帰宅困難者対策の検討・実施
- 34 【国交】帰宅困難者・負傷者対応のための防災拠点の整備促進
- 35 【国交】避難地や救援・救護活動の拠点等となる防災公園の整備・機能強化の推進
- 36 【国交】地下街の耐震性向上等に関する対策
- 37 【警察】信号機電源付加装置等の交通安全施設等の整備
- 38 【国交・農水】大規模地震に備えた河川管理施設等の地震・津波対策
- 39 【国交・総務・経産】電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策
- 40 【国交】鉄道施設の耐震対策
- 41 【国交】災害時における自転車の活用の推進
- 42 【国交】空港における護岸^{かさ}嵩上げ・排水機能強化による浸水対策

2-6) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

1 (推進方針)

- 2 ○ 道路の無電柱化、鉄道施設、港湾施設等の耐震対策・耐津波性の強化、洪水・土砂災
3 害・津波・高潮・風水害対策、治山対策等を着実に推進する。
- 4 ○ 大規模災害時の救急救命・復旧活動を支えるため、緊急輸送道路や孤立を長期化させ
5 るおそれのある道路の法面・盛土等において、レーザプロファイラ調査や合成開口レ
6 ーダ（SAR）衛星等を活用し、災害リスクを把握するとともに、道路区域外からの土砂
7 流入等の近年の被災事例等を踏まえた耐災害性評価（リスクアセスメント）等も活用し、
8 効率的・効果的に対策を推進する。
- 9 ○ 救急・救命活動等の拠点となる空港の役割、航空ネットワークの維持の観点から空港
10 BCPの実効性強化対策を推進する。
- 11 ○ 地域防災計画等に基づき、農林道等が避難路や迂回路に指定されていることを関係者
12 間で常に共有する。
- 13 ○ 災害発生時に機動的・効率的な活動ができるよう、道路等の啓開に必要な体制の整備
14 や装備資機材等の充実を図る。
- 15 ○ 人の立入りが困難な被災現場においても迅速な災害復旧を行うことが可能となるよう、
16 建設機械の自動化・遠隔化技術の開発・改良を促進するとともに、孤立地域への輸送手
17 段として活用可能なドローン等を、安全かつ効率的に飛行させるための技術開発等に取り
18 組む。
- 19 ○ 国による地方公共団体等への支援のため、大規模災害を想定した広域的かつ実践的な
20 訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE 活動に必要な災害対策用機材の更なる充
21 実や、被害状況把握の迅速化、隊員作業の効率化を図るためのシステムの構築を進める。
- 22 ○ 被災状況の把握においては、ドローン・衛星による画像データを AI 技術により画像
23 解析すること等により、迅速かつ効率的に実施する。

24
25 (主要施策)

26 【国交】道路の法面・盛土の土砂災害防止対策

27 【国交】渡河部の橋梁^{りょう}や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策

28 【国交】道路ネットワークの機能強化対策

29 【国交・総務・経産】電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策

30 【農水】農林道の迂回路等としての活用に係る道路管理者間の情報共有等の促進

31 【経産】災害対応等のためのドローン・空飛ぶクルマの実装に向けた開発・実証

32 【国交】災害時における海上輸送ネットワークの確保のため、船舶の利用に係る関係者と
33 の体制構築等の推進

34 【国交】港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発

35 【国交・農水】流域治水対策（河川、砂防、下水道、海岸）

36 【農水】応急用食料等物資供給体制の充実及び備蓄の推進

37 【国交】道路における防災拠点機能強化

38 【国交】自動施工技術を活用した建設現場の省人化対策

39 【国交】TEC-FORCE 等に係る機能強化による災害対応力の強化

40 【国交】空港 BCP の実効性強化対策

41 【防衛】自衛隊の災害救助能力の向上に資する装備品の整備

42 【防衛】自衛隊航空機の安定的使用に係る場外離着陸場の整備

43 【警察】交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用

44 【警察】機動警察通信隊の対処能力の更なる向上

45 【警察】警察施設の耐災害性の強化

2-7) 大規模な自然災害と感染症との同時発生

(推進方針)

- 自然災害時に被災地での医療活動を担う DMAT については、新興感染症等の感染拡大時に対応可能な隊員の養成に向けた感染症に係る研修等を新たに実施する。
- 大規模災害発生時、被災自治体の指揮調整機能の混乱、業務量増加、人手不足が生じ、円滑に保健医療福祉活動が進められず、その結果、被災者の健康・心理状態の悪化による死亡者の発生までに至ることも想定されることから、DHEAT が災害発生時に都道府県等に設置される保健医療福祉調整本部や保健所等のマネジメント支援を実施し指揮調整機能が円滑に進むように備える。
- 大規模な自然災害時において疫病・感染症等のまん延を防ぐため、被災地における医療関係者不足の解消や医療施設の防災機能確保等により医療機能が麻痺しないようにする。
- 感染症まん延下における自然災害対応を円滑に実施するため、避難所の収容力の確保、水、食料、燃料その他の物資等の確保、プライバシーの確保や要配慮者等にも配慮した取組を推進する。
- 大規模自然災害時においても、感染症のまん延を防ぐため、防災拠点や感染症対策病院等の重要施設に係る管路や下水処理場等の耐震化・耐水化等を推進し、下水の溢水リスクの低減や処理機能の確保を図る。
- 医療活動や避難所等における感染症対策に必要な資機材確保を支えるため、交通ネットワーク強化を図る。
- 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する。
- 避難者の発生を抑制するため、住宅・建築物の耐震化を進める。

(主要施策)

【厚労】医療施設の耐震化

【厚労】災害時の情報システム活用による保健医療福祉活動支援体制の強化

【文科】国立大学附属病院施設の防災・減災機能強化

【厚労】被災地における各種保健医療福祉活動チームの連携体制構築

【厚労】災害派遣医療チーム (DMAT) の養成

【内閣府】避難所の運営状況等に関する取組状況調査

【国交】上下水道施設の耐災害性強化

【国交】上下水道施設の戦略的維持管理・更新

【国交・農水】流域治水対策 (河川、砂防、下水道、海岸)

【環境】浄化槽長寿命化計画策定推進への支援

【環境】災害に強い合併処理浄化槽の整備促進に対する支援

■ 3. 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1) 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

(推進方針)

- 矯正施設の耐震化率は89% (令和5年度) であり、老朽化対策と併せ耐震化を着実に推進する。あわせて、AI や ICT の活用による経年劣化した監視カメラ等総合警備シス

- 1 テム更新整備や、災害時に関係機関との間で情報共有体制の構築を、訓練等を通じて進
2 める。
- 3 ○ 矯正施設の一部を地方公共団体等の避難場所に指定するといった地域との連携の深化
4 により、地域の混乱リスクの低減に資するよう取り組む。
- 5 ○ 警察施設の耐災害性強化を促進するとともに、老朽化した警察施設の建て替えや、警
6 察活動に必要な通信設備、通信指令設備の更新整備や、警察用航空機等の更新及び運用
7 体制の強化、機動警察通信隊等の対処能力の更なる向上を図り、災害時における警察機
8 能の確保を図る。また、地域特性や実災害を踏まえた実践的訓練や関係機関との合同訓
9 練、ドローンの運用訓練を通じ、警察災害派遣隊の対処能力の更なる向上に取り組む等
10 ハード・ソフト一体となって災害対処能力の一層の向上を図る。
- 11 ○ 信号機電源付加装置を始めとする交通安全施設等の整備や、環状交差点の活用等を進
12 める。
- 13 ○ 交通情報の集約や、官民が保有するプローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規
14 制等を実施し、交通情報を一元的に提供することで道路交通の混乱を最小限に抑えるた
15 め、災害時においても安定して稼働する広域交通管制システムを運用する。
- 16

17 (主要施策)

18 【警察】警察施設の耐災害性の強化

19 【警察】老朽化した信号機や道路標識・道路標示等の交通安全施設等の更新

20 【警察】信号機電源付加装置等の交通安全施設等の整備

21 【法務】矯正施設のデジタル無線機の適正な稼働

22 【法務】矯正施設の監視カメラ等の総合警備システム、自家発電機・蓄電池の更新整備

23 【法務】矯正施設の被災状況に関する関係機関等との情報共有体制の検討及び構築並びに
24 訓練の実施

25 【法務】特別機動警備隊の活動に必要な備品の整備

26 【法務】法務省施設の防災・減災対策

27 【法務】少年鑑別所の収容の確保及び非常招集時における初動体制の迅速化

28 【警察】通信指令施設の更新整備

29 【警察】機動警察通信隊の対処能力の更なる向上

30 【警察】警察用車両等の整備

31 【警察】交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用

32 【警察】警察情報通信設備等の更新整備

34 3-2) 首都圏等での中央官庁機能の機能不全

36 (推進方針)

- 37 ○ 中央官庁機能不全は、事後の全てのフェーズの回復速度に直接的に影響することから、
38 レジリエンスの観点から極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時におい
39 ても、必要な機能を維持する。
- 40 ○ 政府全体のBCPや各府省庁のBCPの実効性向上の観点から、同評価を行うことを通じ
41 て、中央官庁における業務継続体制の確保を図る。
- 42 ○ 官庁施設の防災上の機能及び用途に応じて想定される地震及び津波に対し、耐震化・
43 津波対策を推進する。耐震化率は97%（令和5年度末時点）となっており、進捗してい
44 るものの、老朽化していく官庁施設に対して、計画的かつ重点的に事業を執行するとと
45 もに、庁舎内の什器^{じゅう}の固定、天井等の非構造部分の耐震化等についても災害時の対応

- 機能が損なわれることがないよう、対策を促進する。
- 被害情報を始めとする災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、国・地方公共団体・民間等関係機関との効果的な連携等、非常時においても業務を円滑に遂行するため、情報伝達ルート・設備の多重化を進める。
 - 中央防災無線網の通信路途絶により情報収集ができなくなり、中央官庁の機能不全に陥ることを防ぐため、中央防災無線設備の維持・更新を適切に行うとともに、指定行政機関・指定公共機関等の中央防災無線網設備の整備を推進する。
 - 首都直下地震を始めとした大規模自然災害による影響が長期にわたり継続する場合でも、中央官庁等の非常時優先業務の継続に支障を来すことのないように、自家発電設備や受変電設備の改修、プッシュ型支援に供するものを含む物資の備蓄、代替庁舎の機能整備、地方公共団体が備える防災拠点機能との連携等を推進する。
 - 災害時の被害低減のため、地図情報について、地形分類情報や詳細な標高データ等の災害リスク情報の整備に加え、空中写真や詳細な地図情報の事前整備を実施するほか、地図情報の最新性の確保に資する地図情報整備の効率化のための技術開発等を実施する。

(主要施策)

【内閣府】中央省庁における業務継続体制の確保

【国交】災害時における自転車^{りょう}の活用の推進

【国交】道路橋梁等の耐震機能強化

【国交】道路ネットワークの機能強化対策

【国交】TEC-FORCE 等に係る機能強化による災害対策力の強化

【国交】災害応急対策の活動拠点となる官庁施設の防災拠点機能確保

【国交】官庁施設の老朽化対策

【総務】自治体庁舎等における非常用通信手段の確保対策

【内閣府】立川・有明の丘・東扇島施設の適切な整備・維持管理の実施及び現地対策本部設置のための官庁施設の整備

【内閣府】中央防災無線網設備の整備

【防衛】各種訓練を踏まえた関係機関との通信連携要領の確立

【防衛】野外通信システム等の整備等による通信能力の向上

【国交】防災・減災及び災害対応に資する地理空間情報の整備

3-3) 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(推進方針)

- 災害対応現場の中心的役割を担う地方公共団体の機能確保は、レジリエンスの観点から極めて重要であることから、複合災害を含め、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する。そのための業務継続計画については、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるとともに、最新の知見を踏まえた情報システムの継続性を重視し、また、必要に応じて地域間で連携することも考慮しながら、逐次改訂する。
- 防災訓練や研修等を定期的実施し、連絡手段の実効性の確保や、スキル・ノウハウの取得、受援体制の強化等を図り、どのような事態でも臨機に対応することで限られた人員でも十分な機能を確保できるよう、災害対応経験のある地方公共団体 0B・0G の活用についても考慮しつつ、検討する。その際、通信設備の整備・強靱化、システムの統

- 合・標準化を通じ、操作性に配慮したデジタル機器を導入する。
- 大規模自然災害発生時に被災した各地方公共団体における災害マネジメント機能を確保するため、地方公共団体の対応能力向上や被害状況等の迅速な情報収集・共有を図る取組を推進する。また、女性を含め消防団員が活動しやすい環境づくりや企業等との連携強化により消防団員の更なる確保を進めるとともに、小型・軽量化された車両・資機材等の整備の推進や、これらの更新を含む充実を図るほか、より実践的かつ効果的な訓練の強化等や、自主防災組織等の活性化等を推進する。
 - 公共施設等の耐震強化やコージェネレーション等の自立・分散型設備、非常用電源の整備を進める。
 - 災害ケースマネジメントに関わる福祉関係者や弁護士等の士業者、NPO等の多様な関係者が連携して取組を推進するために、全国の地方公共団体と協力して関係者が一同に会する説明会を実施することで、平時から関係者で顔の見える関係を構築し、災害ケースマネジメントの取組の定着を図る。また、災害時の迅速な被災者支援が可能な被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう、地方公共団体への助言等に取り組む。

(主要施策)

【内閣府】南海トラフ地震防災対策推進地域等における地方公共団体の業務継続計画の策定

【内閣府】国と地方の防災を担う人材の育成

【総務】地方公共団体の組織体制の強化・危機対応能力の向上

【総務】災害対応に必要な資格取得・講習受講の推進

【総務】応急対策職員派遣制度の運用による応援体制の強化

【厚労】災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の体制構築

【内閣府】総合防災訓練大綱に基づく総合防災訓練の実施

【内閣府】地方公共団体における災害時受援体制の構築の推進

【内閣府】被災者一人ひとりに寄り添った支援の推進

【総務】防災拠点となる公共施設等の耐震化

【総務】消防庁舎の耐震化

【総務】災害対策本部設置庁舎における非常用電源の確保

【国交】被災者のための移動自動車相談所の設置

【国交・総務・経産】電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策

【国交】防災・減災及び災害対応に資する地理空間情報の整備

【総務】消防団の更なる災害対応能力の強化に関する対策

■ 4. 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下

(推進方針)

- BCP 未策定の企業に対し、BCP の重要性についての理解促進を図るとともに、製造業、物流事業者及び製造業と物流事業者の連携による BCP の策定を促進する。中小企業に対しては、災害時の対応を含めた保険会社や商工団体、金融機関等の支援機関への普及啓発や、BCP の策定・充実やそれに基づく対応・体制確保の支援等を通じ、事業継続力強化計画の認定数の増加を図る。また、実効性を高めるため、災害時オペレーションの改

- 善や事業拠点の分散等にも留意する。
- 船舶交通の安全を確保するため航路標識の老朽化等対策・耐災害性強化対策、道路の防災対策や無電柱化、港湾・空港施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の物流施設・ルート等の耐災害性を高める施策等を推進する。
 - 企業の本社機能が東京圏に集中することによる本社機能の途絶を防止するため、女性・若者・子育て世代にとって魅力ある雇用の創出を図りながら、本社機能の移転・拡充を促進する。
 - サプライチェーンは国内に限らず海外にまで及ぶため、事前防災に係る我が国の知見を共有するなど、貿易相手国の防災能力強化にも取り組む。
 - 利用する港湾・空港が被災した場合の代替ルートを確認し、経由する民間物流拠点に対して非常用電源設備の導入支援を行うなど民間物流拠点の耐災害性強化を図る。
 - 石油化学業界等の多様な産業の原材料となる物資のサプライチェーンの確保に当たっては、被災リスクの軽減、災害発生時の供給施設の被害の把握等に関する知識とノウハウを持ち、プロセス全体を把握することができる人材を育成する。

(主要施策)

【国交】物流事業者における災害対応力の強化

【国交・農水】流域治水対策（河川、砂防、下水道、海岸）

【国交・農水】大規模地震に備えた河川管理施設等の地震・津波対策

【内閣府】民間企業及び企業間/企業体/業界等における BCP の策定促進及び BCM の普及推進

【経産】中小企業・小規模事業者の事前の防災・減災対策の促進

【経産】石油化学事業者による産業保安のための実施計画の策定とその PDCA サイクルの促進

【内閣府】企業の本社機能の地方移転・拡充の支援

【国交】航路標識の耐災害性強化対策（海水侵入防止対策、電源喪失対策、監視体制強化対策、信頼性向上対策及びレーダーの耐風速対策）

【国交】航路標識の老朽化等対策

【国交】災害発生時における港湾を活用した物流・人流ネットワークの構築と復旧・復興体制の確保

【国交】効果的な航路啓開等に係る関係機関の連携の強化等

【国交】道路ネットワークの機能強化対策

【国交】港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発

【国交】滑走路等の耐震対策

【国交】空港における護岸^{かさ}嵩上げ・排水機能強化による浸水対策

【国交】道路の雪寒対策の推進

4-2) コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発等に伴う有害物質の大規模拡散・流出

(推進方針)

- 石油コンビナート等防災本部を中心とした防災体制の強化を図るため、実効性のある防災訓練の継続的な実施や、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等に起因する海上災害への対応能力を強化するため、資機材の整備・維持管理や、コンビナート総合防災訓練、船舶火災消火訓練、排出油防除訓練等、地域の特性に合わせた関係機関合同の災害対応

- 1 訓練を実施し、連携強化を図る。
- 2 ○ 高圧ガス設備について、南海トラフ等の巨大地震を想定した液状化、流動化等への対
- 3 策の検討を進め、耐震性能評価法の見直しに関する検討を実施する。
- 4 ○ 保安人材の担い手不足が懸念される中、ドローンや AI、音や臭い、振動等のセンシ
- 5 ング技術といったデジタル技術を活用し、人が点検することが困難な場所の設備の点検
- 6 頻度を高めるなど、技術開発や人材育成を進める。
- 7 ○ 休廃止鉱山の坑道や技術指針に適合していない集積場について、自然災害時に有害物
- 8 質等が拡散・流出しないよう、対策を進める。
- 9 ○ 化学物質の漏洩への対応力を全国一律で高めるとともに、複数の都道府県が被災する
- 10 ような大規模大害の場合でも、地域間連携により対応することができるよう取り組む。
- 11 ○ 水素等の次世代エネルギーについても、遺漏なく安全確保対策を推進する。

12 (主要施策)

13 【総務】石油コンビナート事業者の応急対応力、関係機関との連携の強化

14 【総務】石油コンビナート等防災計画の実効性の担保

15 【経産】鉱山集積場の耐震化への対策

16 【国交・農水】大規模地震に備えた河川管理施設等の地震・津波対策

17 【国交・農水】流域治水対策（河川、砂防、下水道、海岸）

18 【環境】「化学物質に係る災害・事故対応マニュアル」の策定支援

19 【環境】PCB 早期処理のための対策

20 【経産】休廃止鉱山鉱害防止等工事に関する対策

21 【環境】有害物質による健康被害を防ぐための調査

22 【国交】海上における有害・危険物質対応能力の維持向上

23 【国交】関係機関と連携した海上における災害対応能力の向上

24 4-3) 海上輸送機能の停止による海外貿易、複数空港の同時被災による国際航空輸送への 25 甚大な影響

26 (推進方針)

- 27 ○ 気候変動に伴い激甚化・頻発化する風水害や、切迫する大規模地震の発生に対応する
- 28 ため、港湾施設の耐震・耐波性能の強化やこれに係る技術開発、官民の多様な主体が合
- 29 意の上でハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策を行う「協働防護」の取
- 30 組を推進するなど、港湾施設の機能強化を図る。
- 31 ○ 港湾 BCP の実効性を高めるため、関係機関と協働による港湾 BCP 訓練を継続的に実施
- 32 し、PDCA サイクルを通じて更なる見直し・改善を図る。
- 33 ○ 船舶交通の安全を確保するため、航路標識の老朽化等対策及び耐災害性強化対策を計
- 34 画的に推進する。
- 35 ○ 地震・台風・高潮等、想定される各種の自然災害が発生した場合でも、国際航空輸送
- 36 機能に甚大な影響が及ばないよう、滑走路等の耐震対策や浸水対策等のハード対策を進
- 37 めるとともに、実効性強化のための空港 BCP (A2 (Advanced/Airport) -BCP) に基づく
- 38 訓練の実施、及び火山灰や乱気流等に関する防災気象情報の活用促進や航空・空港関係
- 39 者への解説強化、自動観測技術の開発等によるソフト対策を進める。

40 (主要施策)

41 【国交】災害発生時における港湾を活用した物流・人流ネットワークの構築と復旧・復興

体制の確保

- 【国交】船舶に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達
- 【国交】航路標識の耐災害性強化対策（海水侵入防止対策、電源喪失対策、監視体制強化対策、信頼性向上対策及びレーダーの耐風速対策）
- 【国交】航路標識の老朽化等対策
- 【国交】効果的な航路啓開等に係る関係機関の連携の強化等
- 【国交】港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発
- 【国交】「協働防護」による港湾における気候変動適応
- 【国交】港湾における老朽化対策
- 【国交】空港における護岸嵩上げ・排水機能強化による浸水対策
- 【国交】滑走路等の耐震対策
- 【国交】空港ターミナルビルの電源設備等の止水対策
- 【国交】空港ターミナルビルの吊り天井の安全対策
- 【国交】空港無線施設等の電源設備等の浸水対策
- 【国交】空港の老朽化対策
- 【国交】空港 BCP の実効性強化対策
- 【国交】線状降水帯・台風、大規模地震・大規模噴火等に関する情報の高度化
- 【国交】道路橋梁等の耐震機能強化
- 【国交】鉄道施設の浸水対策
- 【国交】鉄道施設の耐震対策
- 【警察】老朽化した信号機や道路標識・道路標示等の交通安全施設等の更新

4-4) 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響

（推進方針）

- 郵便サービスの停止を防ぐため、日本郵便（株）において、必要に応じて BCP の見直しを行い、実効性を確保するとともに、交通の麻痺が生じないよう道路防災対策等を進める。
- 各金融機関の BCP 策定、通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、自家発電機の設置、システムセンター等のバックアップサイトの確保はおおむねなされているが、今後、全ての主要な金融機関において早期に対策を実施する。また、金融庁・中央銀行・各金融機関が参加する震災対応に係る銀行業界横断訓練や、関係機関も参加の下で 3 市場（外国為替市場・証券市場・短期金融市場）合同の防災訓練を定期的実施し、その結果を基に BCP を見直し、実効性の維持・向上を図る。
- 災害時に備え、紙情報の電子化、電子化されたデータファイルやプログラムのバックアップ等、顧客データの安全対策を講じる。
- 大規模自然災害等により、現金、預金口座情報等を失った被災者が口座の特定や預金の引き出し等を効率的に行うことができるよう、金融機関及び預金保険機構との事務・システム運用を進める。

（主要施策）

- 【金融】金融機関のシステムセンター等の耐震化、自家発電機の設置等
- 【国交・農水】大規模地震に備えた河川管理施設等の地震・津波対策
- 【国交・農水】流域治水対策（河川、砂防、下水道、海岸）
- 【金融】金融機関における BCP の策定・実効性の検証、非常時参集要員体制の整備

- 1 【金融】金融機関における通信手段の多様化
- 2 【金融】金融機関のシステムセンター等のバックアップサイトの確保等、顧客データの安
- 3 全対策
- 4 【金融】銀行業界等関係業界内横断的な防災訓練等の実施
- 5 【デジタル】預貯金口座付番制度
- 6 【総務】日本郵便株式会社における郵便事業に係る事業継続計画の策定
- 7 【総務】日本郵便株式会社における事業継続のための防災用品の備蓄

4-5) 食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響

(推進方針)

- 農林水産業に係る生産基盤等については、農業用ため池等の農業水利施設の耐震化、漁港施設等の耐震・耐津波・耐浪化、卸売市場の施設整備、農業水利施設や農道橋、林道橋、漁港施設等の保全対策、総合的な防災・減災対策を推進する。
- 漁港管理者や漁協等に対して災害に強い水産地域づくりガイドライン等の普及を行い、漁場から陸揚げ、加工・流通に至る漁業地域を一体的に捉えた BCP の策定を促進する。BCP においては、停電による生産・流通機能への影響を踏まえた非常用電源の確保等の対策を位置付けるなど、停電時でも稼働できる体制の構築を進める。また、土地改良区等の施設管理者による BCP の点検、必要に応じた改定に関する指導・助言を行う。
- 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、園芸産地における複数農業者による BCP の策定を促進する。また、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制の構築の促進・普及啓発、事業者による BCP の策定を促進する。
- 生鮮品管理上、不可欠な冷蔵庫・製氷機を有する生産拠点においては、非常用自家発電設備を整備するなど停電時でも稼働できるよう対策を進める。
- 食料供給困難事態対策法を適切に運用する。
- 農業水利施設の GIS データ整備や、農地浸水マップの作成、農業農村整備に関する防災・減災等に係る新技術の開発・共有等により、農業農村整備に係る防災・減災対策を促進する。
- 川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路橋梁^{りょう}の耐震化や港湾、空港等の物流インフラの耐震化、輸送モード相互の連携、平時における産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網の構築を進める。
- 食料調達・供給システムの運用に不可欠な情報通信サービス・電力供給システムの強化やバックアップ体制の確保、コージェネレーション等の自立・分散型設備、非常用電源設備の導入支援による物流施設・倉庫の耐災害性強化等を行う。

(主要施策)

- 【農水】農業水利施設の耐震化
- 【農水】農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策
- 【農水】防災重点農業用ため池の防災・減災対策の推進
- 【農水】農村地域の総合的な防災・減災対策の推進
- 【農水】農業農村整備に関する防災・減災等に係る新技術の開発・共有
- 【農水】農地の浸水リスクに関する情報の共有・可視化
- 【農水】土地改良施設に係る施設管理者の業務体制の確立（継続計画策定等）の推進及び体制強化
- 【農水】園芸産地事業継続強化対策

- 1 【農水】 災害時における食品サプライチェーンの事業者間の連携・協力体制の構築
- 2 【内閣府】 民間企業及び企業間／企業体／業界等における BCP の策定促進及び BCM の普及
- 3 促進
- 4 【農水】 「食料供給困難事態対策法」に基づく対策
- 5 【農水】 漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の推進
- 6 【農水】 漁港施設等の緊急性の高い長寿命化対策の推進
- 7 【農水】 卸売市場における防災・減災対策のための施設整備の推進
- 8 【農水】 水産物の生産・流通にかかる BCP の策定の促進
- 9 【農水】 農道・農道橋等の点検・診断を踏まえた保全対策の推進
- 10 【国交】 道路ネットワークの機能強化対策
- 11 【国交】 滑走路等の耐震対策
- 12 【国交】 物流事業者における災害対応力の強化
- 13 【農水】 応急用食料等物資供給体制の充実及び備蓄の推進
- 14 【農水】 GIS を活用した農業水利施設の可視化・共有化

4-6) 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(推進方針)

- 上水道、工業用水道、農業水利施設の耐震化等の耐災害性強化対策や長寿命化も含めた戦略的な維持管理・機能強化、供給支障発生時の早期復旧を可能とするためのデジタル技術を活用した遠隔監視等を進める。
- 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、節水に関する指導・助言やポンプの貸出し等、総合的に渇水対策を実施する。
- 災害時に被災した水道施設の応急復旧や応急給水、工業・農業用水との調整による水道原水のバックアップが円滑にできるよう、水道施設台帳のデジタル化、情報連絡・活動体制に係る訓練、応急給水施設の整備、資機材の確保等の強化を総合的に図る。
- 気候変動等の影響により、渇水が更に深刻化するおそれがあることを踏まえ、関係者が連携して渇水による影響・被害を想定した上で、渇水による被害を軽減するための対策や危機時の代替水源の確保等に取り組むとともに、持続的な地下水の保全・利用及び雨水・再生水利用を推進する。
- 工業・農業・水道用水の供給不足が生じた場合における、限られた水量でそれぞれの生産活動・生活への影響を最小限に抑えるための相互融通、バックアップ体制を事前に構築する。

(主要施策)

- 【国交】 気候変動等に対応した渇水対策及び災害時における用水供給の確保
- 【農水】 農業用水緊急節水対策本部による関係者間の情報共有等の促進
- 【経産】 工業用水道施設の耐災害性の強化
- 【経産】 工業用水道事業におけるデジタル技術等、広域化等、民間活用の促進
- 【農水】 農業水利施設の耐震化
- 【農水】 防災重点農業用ため池の防災・減災対策の推進
- 【農水】 農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策
- 【農水】 GIS を活用した農業水利施設の可視化・共有化
- 【農水】 土地改良施設に係る施設管理者の業務体制の確立（継続計画策定等）の推進及び体制強化

1 【国交】上下水道施設の耐災害性強化

2
3 4-7) 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

4
5 (推進方針)

- 6 ○ 豪雨災害等による林地の被害の拡大を防ぐため、山地災害防止や水源涵養等の森林の
7 公益的機能の発揮が重要であることから、間伐及び主伐後の再造林の確実な実施と、こ
8 れらの実施に必要な強靱で災害に強く代替路にもなる林道の開設・改良を推進する。あ
9 わせて、近年の災害を踏まえ、鉄道等の重要インフラ施設周辺の森林整備を推進する。
10 また、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する。
- 11 ○ 大規模な山地災害等による多数の死傷者の発生防止のため、治山対策による荒廃山
12 地・溪流の整備を推進し、地域の安全・安心を確保する。また、大雨や短時間強雨の発
13 生頻度の増加、豪雪等により、山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、
14 治山対策を推進する。特に、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の
15 激甚化、広域にわたる河川氾濫等災害の発生形態の変化等に対応して、流域治水と連携
16 しつつ、地域の実情に応じて生物多様性にも配慮しながら、山地災害危険地区等におけ
17 るきめ細かな治山ダムの配置等により土砂流出の抑制等を図るとともに、これらに係る
18 ハード対策と併せて山地災害危険地区に係る情報提供等のソフト対策を一体的に実施し、
19 地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図る。
- 20 ○ 近年の台風や豪雨等により自然公園等施設の被災が増大しているため、引き続き自然
21 公園等施設の老朽化対策、災害時の影響軽減、自然生態系の再生に係る施設整備等に取り
22 む。
- 23 ○ 自然公園等において、ニホンジカ、外来生物等の侵入防止柵等を整備し、下層植生の
24 衰退・裸地化、直接的な捕食といった生態系への被害の拡大を抑え、国土の荒廃・多面
25 的機能の低下を防止する。
- 26 ○ ニホンジカ等野生鳥獣による食害等は、森林の公益的機能の発揮にも影響を及ぼして
27 いるため、適正な鳥獣保護管理を推進する。特にニホンジカにおいては半減目標の達成
28 が難しい状況にあり、広域的な捕獲を推進するなど、全国的に捕獲強化を継続し、その
29 ための体制を強化する。
- 30 ○ 野生鳥獣の捕獲等を行う事業者や野生鳥獣の保護管理を担う人材の確保・育成を推進
31 する。
- 32 ○ 災害時に海岸に大量の漂流・漂着物が発生した状況下では、農地・森林や生態系等の
33 被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下が起り得ることから、回収・処理等を実施
34 する。また、台風時の波浪・津波等による被害を軽減することで漁港施設や交通インフ
35 ラ等の保全を実現するために、居住地域に隣接する海岸の漂流・漂着物等の撤去を大幅
36 に進捗させる。
- 37 ○ 耕作放棄地の適切な管理を、地域の実情に応じて推進する。
- 38 ○ 自然災害への暴露の回避及び脆弱性の低減の両面から、現場における Eco-DRR の取組
39 を更に進める。また、生態系の被害の拡大に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下を防ぐ
40 ため、国土全体で健全な生態系を保全・再生する。
- 41 ○ 山地災害防止等の森林の公益的機能の低下を防ぐには、地域住民と地域外関係者等が
42 一体となって森林の保全管理や山村活性化の取組、森林境界の明確化を通じた施業の集
43 約化により地域の森林の整備を推進する。
- 44 ○ 国土保全や水源涵養等の農業・農村等の有する多面的機能を適切に発揮するため、地
45 域における共同活動の継続的な実施や耕作放棄地の増加防止につながる野生鳥獣による

- 農作物被害の防止に向けた対策等を実施するとともに、地域防災力の向上に資する農村等のコミュニティの維持・活性化を図る。
- 地域コミュニティの維持・活性化のため、農地・農業水利施設や農村生活環境整備等の地域資源の適切な保全管理を図る。
 - 老朽化に起因する災害リスクに対応するため、特に地域の共同活動として実施する農業用排水路等の施設の補修・更新等の防災減災の取組を推進する。
 - 農業生産基盤や農村生活環境の集約的な整備を推進する。
 - 森林の適切な管理や木材利用の推進に向け、林業の担い手の確保等を推進する。
 - 豪雨等の発生と森林の管理不足等の連鎖によって生じる山地災害の発生や森林の被害を防止するため、CLT 等の建築用木材について、CLT パネルの寸法の標準化等の普及や接合金物の開発等の低コスト化の推進、標準的な木造化モデルの作成・普及など、CLT に関わる人材育成や CLT を使い易くする環境づくりの取組により、その供給・利用を促進し、森林の国土保全機能の維持・発揮を推進する。
 - 大規模津波による多数の死傷者の発生防止や浸水被害の防止・軽減のため、東日本大震災後の海岸防災林の再生の取組の中で得られた知見を踏まえ、海岸防災林による津波エネルギー減衰効果等を確実に発揮できるよう整備を進める。

(主要施策)

【環境】利用者の安全確保及び森林等の荒廃の拡大を防ぐ自然公園等の整備

【農水】山地災害危険地区等における治山対策

【環境】森林等の荒廃の拡大を防ぐための鳥獣害対策の強化

【農水】海岸防災林の整備

【農水】山地災害危険地区等における森林整備対策

【農水】CLT（直交集成板）等の開発・普及

【農水】農地の荒廃の拡大を防ぐための鳥獣被害対策の強化

【国交】グリーンインフラを活用した防災・減災対策の推進

【農水】土地改良施設に係る施設管理者の業務体制の確立（継続計画策定）の推進及び体制強化

【農水】農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策

【農水】「田んぼダム」等の取組の推進

【農水】農村地域の総合的な防災・減災対策の推進

【農水】農村における基幹集落への機能集約とネットワークの強化

【環境】海岸漂着物等に関する緊急対策

【農水】地域の共同活動による防災・減災の取組の推進

【農水】山村コミュニティによる森林整備・保全活動等の推進

【農水】農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全

■ 5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1) テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラ障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができずに避難行動や救助・支援が遅れる事態

(推進方針)

- AI・デジタル等の新技術の活用を含めた官民連携の研究開発の実施により、重点的・効率的な施策を推進する。
- 中央防災無線網の通信路途絶により情報収集ができなくなり、中央官庁の機能不全に陥ることを防ぐため、中央防災無線設備の維持・更新を適切に行うとともに、指定行政機関・指定公共機関等の中央防災無線網設備の整備を推進する。
- データセンターが東京圏に集中しており、また国内の海底ケーブルは主に太平洋側に敷設されていること、及び国際海底ケーブルが房総半島や志摩半島に陸揚局が集中していることを踏まえ、民間事業者によるデータセンターの分散立地や日本海側の海底ケーブル、国際海底ケーブルの分岐支線等の整備に対して支援を行うことによりデジタルインフラの強靱化を進める。
- 携帯電話利用者の緊急通報等を確保するよう、自然災害や通信障害等の非常時における事業者間ローミングの実現のための相互接続性の確保に向けた基盤の検証を実施する。
- 災害情報を迅速に把握・集約するため、統合災害情報システムの更なる活用を推進する。
- 災害情報を全ての国民が受け取ることができるよう、J アラートと連携する情報伝達手段の多重化を促進する。
- 災害時における被災情報、避難情報等の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送が途絶することのないよう、引き続き可搬型予備送信設備等の整備及び運用体制の構築、中継局の整備等を図るとともに、ケーブルテレビネットワークや辺地共聴施設の光化・複線化等を進める。
- 災害発生時における停電や伝送路断による携帯電話基地局の停波を回避するため、大容量化した蓄電池や発電機、ソーラーパネル及び衛星を活用し、基地局機能の維持を図るなど、携帯電話基地局の強靱化対策を推進する。
- 激甚災害時の通信確保と被災状況把握を官民連携で対応する体制（仮称：通信復旧支援チーム）の設立に計画的に取り組む。
- 災害時も含めて多数のユーザの通信を支えるため、HAPS 無線通信システムの高度化に関する研究開発を推進する。
- きめ細かな河川情報の発信サービスや予測技術等の高度化を促進し、水害時における国民の適切な避難行動につなげるため、オープンデータ化を含めた河川情報の提供を推進するとともに、それらの情報を確実に国民に提供するため、河川情報の冗長化を推進する。
- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、消防、自衛隊、海保等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上や小型無人機等の新技術活用等を図る。
- 関係府省の施策連携による統合型G空間防災・減災システムの構築を推進する。
- 地震津波火山観測網の構築・強化、準天頂衛星システム等を活用した防災機能の強化等を進める。
- 電力会社等の民間インフラ事業者が保有する情報・データのうち、円滑な災害対応や被災者支援に役立てることができるものについて、個人のプライバシーは確保した上で有効活用可能な環境を整備する。
- 外国人旅行者等に必要な災害情報が伝わるよう、多言語化や IT を活用した分かりやすい情報発信等を進める。
- 地域住民への迅速な避難指示等の情報の伝達において必要不可欠な L アラートについて、安定性・信頼性・継続性を一層向上するとともに、政府全体の防災 DX の取組にも寄与するものとするよう、内閣府総合防災情報システムとの連携や国の関与の在り方も

- 含めた運営の在り方等、必要な見直しを進める。
- 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を十分に活用し効率的な情報集約・共有等がされるよう、戦略的な研修等の実施を通じて利用者の習熟を図るとともにシステム活用の意義や有用性を啓発する取組を推進する。
 - 衛星通信は、離島、海上、山間部等を効率的にカバーし、自然災害を始めとする非常時の通信手段として地上系ネットワークの冗長性の確保に有用であることから、高速大容量通信が可能な新たな衛星通信サービスや携帯電話端末による衛星との直接通信サービスに関する制度整備を推進するとともに、衛星通信システムの高度化に資する研究開発を実施する。

（主要施策）

【内閣府】スマート防災ネットワークの構築

【総務】放送局等の耐災害性を強化するための停電対策等の推進

【総務】災害対策としての地上波放送に係る予備送信所等の整備

【総務】ケーブルテレビネットワーク等の強靱化支援

【総務】データセンター、海底ケーブル等の地方分散

【総務】難聴地域解消のためのラジオ中継局の整備の推進

【総務】Ｌアラートによる災害情報の確実な伝達の推進

【総務】携帯電話基地局強靱化対策事業

【総務】高度無線環境整備推進事業

【総務】地域における災害支援体制の整備・人材育成等の支援

【総務】HAPS 無線システムの高度化に向けた研究開発の推進

【内閣府】中央防災無線網設備の整備

【警察】機動警察通信隊の対処能力の更なる向上

【警察】警察情報通信設備等の更新整備

【警察】通信指令施設の更新整備

【防衛】防衛情報通信基盤の各種通信器材の着実な更新等

【防衛】野外通信システム等の整備等による通信能力の向上

【国交】海上保安施設等の耐災害性強化対策

【文科】地震津波火山観測網の高度化に関する対策

【文科】火山の機動観測体制の構築

【文科】技術試験衛星 9 号機（ETS-9）等の通信衛星の開発

【内閣府】新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を活用した一元的な情報収集・提供システムの整備・運用

【内閣府】準天頂衛星システムを活用した防災機能の強化

【総務】可搬型予備送信設備及び臨時災害放送局の運用体制の構築

【総務】衛星通信システムに関する制度整備等の推進

【総務】Ｊアラートによる住民に対する災害情報の迅速かつ確実な伝達

【国交】TEC-FORCE 等に係る機能強化による災害対応力の強化

【総務】データセンター、海底ケーブル等の地方分散

【総務】住民等の避難等に資する情報伝達手段の多重化・多様化の推進

【総務】非常時における事業者間ローミングの実現等

【総務】災害時の通信サービス確保のための連携の拡大・普及に関する対策

【国交】国内旅行者に対する安全管理体制及び情報提供体制の構築

【国交】外国人旅行者に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達

1 【防衛】各種訓練を踏まえた関係機関との通信連携要領の確立

2 3 5-2) 電力ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

4 5 （推進方針）

- 6 ○ 発電所・製油所・天然ガス等の大型プラントの耐災害性強化を推進する。
- 7 ○ 災害時を含め、電力融通の更なる円滑化等のための送電網整備に関するマスタープランを踏まえ、一般送配電事業者を中心とした民間事業者における地域間連系線の整備を計画的に実施する。
- 8 ○ 一般送配電事業者間の相互の連携に関する計画である「災害時連携計画」に基づき、
- 9 停電の早期復旧に向けた事前の備えと災害発生時の協力、地方自治体や自衛隊等の関係
- 10 機関との連携体制を構築する。
- 11 ○ 大規模災害による停電時にも、自立運営が可能な機能を有する都市、ビル、避難所等
- 12 の整備を進める。その際、再生可能エネルギーや廃棄物処理から回収できるエネルギー
- 13 等、多様なエネルギーを活用しながら進める。
- 14 ○ 再生可能エネルギーや水素エネルギー、コージェネレーションシステム、LP ガス等
- 15 の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に
- 16 電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・
- 17 分散型エネルギーを導入するとともに、カーボンニュートラルポート（CNP）の形成の
- 18 推進やカーボンリサイクル燃料の社会実装に係る環境整備等を通じ、災害リスクを回
- 19 避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する。
- 20 ○ 地域防災計画に避難施設等として位置付けられた公共施設等、又は業務継続計画によ
- 21 り災害発生時に業務を維持すべきとされた公共施設等において、大規模災害時において
- 22 も発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー、停電時自立機能を持つコ
- 23 ージェネレーションシステム等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を推進する。
- 24 ○ 送電塔等の災害対策を強化する。

25 26 27 （主要施策）

28 【経産・国交・環境】脱炭素かつ、レジリエンス性の高い建築物に対する支援

29 【国交】防災性に優れた業務継続地区の構築

30 【国交・総務・経産】電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策

31 【農水】農村地域における農業水利施設を活用した小水力等再生可能エネルギーの導入促
32 進

33 【経産】強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立

34 【経産】送電網の整備・強化対策

35 【環境】避難施設等への自立・分散型再エネ設備等の導入推進対策

36 【国交】道路啓開計画策定（災害に備えた関係機関との連携）

37 【国交】道路ネットワークの機能強化対策

38 【国交】港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発

39 【防衛】インフラ企業等関係機関との共同図上演習等の実施

40 41 42 5-3) 都市ガス供給・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間・大規模にわたる機能の 43 停止

44 45 （推進方針）

- 災害時石油供給連携計画及び災害時石油ガス供給連携計画、系列 BCP について、引き続き実動訓練等を実施することで、最新の知見を踏まえた継続的な改善を推進する。
- 燃料等の供給ルートを実実に確保するため、陸上・海上の輸送基盤の災害対応力を強化する。また、非常時の迅速な輸送経路啓開のため、関係機関の連携等により必要な体制整備を図るとともに、必要となる装備資機材の充実を図る。
- SS の燃料在庫能力の強化や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となる SS・LP ガス中核充填所の災害対応力の強化を推進する。また、燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策を推進するほか、燃料備蓄等需要家側の対策についても支援を強化する。
- 保安人材の担い手不足が懸念される中、ドローンや AI、音や臭い、振動等のセンシング技術といったデジタル技術を活用し、人が点検することが困難な場所の設備の点検頻度を高めるなど、技術開発や人材育成を進める。

(主要施策)

- 【経産】ガス工作物等に係る地震・津波対応力強化
- 【経産】石油製品の円滑な供給に向けた関係府省庁間連携の強化
- 【経産】災害時石油ガス供給連携計画の訓練の継続及び計画の見直し
- 【経産】災害時における石油製品供給の継続のための BCP の見直し
- 【経産】災害時石油供給連携計画の訓練の継続及び計画の見直し
- 【経産】国家備蓄石油の適切な管理
- 【経産】災害時に地域の燃料供給拠点となるサービスステーションの機能確保
- 【経産】石油製品のサプライチェーンの維持・強化に向けた SS 過疎地対策の推進
- 【経産】災害時等に備えた需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等の推進
- 【国交】道路啓開計画策定（災害に備えた関係機関との連携）
- 【国交】道路ネットワークの機能強化対策
- 【国交】港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発
- 【環境】避難施設等への自立・分散型再エネ設備等の導入推進対策

5-4) 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

(推進方針)

- 大規模自然災害時においても、安全な水の供給や下水の処理機能の確保を図るため、上下水道施設の耐災害性強化等を上下水道一体となって推進する。
- 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止を防止するため、浄化槽台帳システムの活用状況を調査し、災害に強く早期復旧が可能な合併浄化槽の導入促進及び導入による管理の高度化を検討するとともに、地方公共団体が施設の老朽化・耐震対策を実施するための支援を引き続き行う。

(主要施策)

- 【国交】上下水道施設の耐災害性強化
- 【国交】上下水道施設の戦略的維持管理・更新
- 【農水】集落排水施設の耐震性能照査・保全対策
- 【環境】災害に強い合併処理浄化槽の整備促進に対する支援
- 【環境】浄化槽長寿命化計画策定推進への支援
- 【国交】道路ネットワークの機能強化対策

【国交・総務・経産】電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策

5-5) 太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(推進方針)

- 道路が被災し通行止め等が発生した場合でも、発災後おおむね1日以内に緊急車両の通行を確保し、おおむね1週間以内に一般車両の通行を確保できるよう、高規格道路のミッシングリンクの解消や暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化、三大都市圏や地方都市の環状道路の整備等を推進し、災害に強い国土幹線道路ネットワークの機能確保を図る。また、災害時の迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送等を支えるため、高度な技術を要する場合等に国が災害復旧に関する工事を代行できる制度を活用し、道路啓開や災害復旧の迅速化を図る。
- 災害時の広域避難や救援物資輸送にも資する高規格道路等へのアクセス性の向上を図る。
- 橋梁^{りょう}や舗装等の道路施設について、施設の機能や性能に不具合が発生する前に修繕等の対策を講じる予防保全型メンテナンスへ早期に移行し、ライフサイクルコストの低減や効率のかつ持続可能な道路施設の維持管理を実現するため、必要な措置を集中的かつ計画的に実施する。
- 緊急輸送道路（1次）において緊急車両の通行の確保の観点から常時監視が必要な区間のうち、まだCCTVカメラが設置できていない箇所に対して引き続きCCTVカメラの設置を行う。道路システムのDX「xROAD」の取組により、遠隔からの監視等による道路の状況の常時収集、AIやICT等の新技術の活用による維持管理作業の高度化・効率化による道路の管理体制の強化を推進するとともに、それらにより新たに活用可能となったデータの活用環境の整備を進め、平常時はもとより災害時においても道路管理者等がデータを円滑に活用できる環境を整備する。収集蓄積したデータを一部オープン化しデータの利活用を促進する。
- 地方公共団体が策定する地域防災計画への位置付けを踏まえ、「防災道の駅」や「防災拠点自動車駐車場」を中心に「道の駅」の防災機能強化を図るとともに、災害時にも活用可能なAIカメラや高付加価値コンテナ等の設置、BCPの策定等、災害対応の体制構築を推進する。
- 災害時において機動的である自転車、バイクの特性を踏まえ、災害対応や移動の混乱・混雑等を招かないことに留意しつつ、避難、救助、人員・物資の輸送等への自転車、バイクの活用を推進する。
- 地方公共団体が作成する地域再生計画に基づき、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組によるソフト事業、拠点整備事業と一体的に整備するインフラ整備を推進する。
- 地震発生時の避難路や人命救助・被災者支援活動のための交通ルートを確保するため、避難路の機能を有する道路整備を推進するとともに、緊急輸送道路等の沿道建築物の倒壊による道路閉塞を未然に防ぐ対策を推進する。
- 踏切道の長時間遮断により、災害時の緊急活動や人流・物流等が阻害されるリスクを回避するため、踏切の立体交差化等の対策を推進するとともに、災害時の管理の方法を定める取組を推進する。
- 自然災害により地域交通事業者が被災した場合でも、地域交通網の確保や地域コミュ

- ニティを維持できるよう、事業者・関係機関等との協定締結を推進し、協力・連携を強化する。
- その他、道路橋梁^{りょう}の耐震補強、道路の土砂災害防止対策、緊急輸送道路の無電柱化対策、道路の啓開に係る体制整備等を推進する。
 - 令和4年12月に公表された「新幹線の地震対策に関する検証委員会中間とりまとめ」等も踏まえ、令和4年3月の地震において比較的大きな軌道沈下が発生した高架橋と同様の新幹線の高架橋の柱については令和7年度までに、同様の在来線の高架橋については令和9年度までに、それぞれ目標期限を設定して優先的に耐震補強を進める。引き続き、同検証委員会における検証等を踏まえ、鉄道における更なる耐震補強の検討を進める。また、首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線や緊急輸送道路と交差・並走する箇所における耐震対策について、速やかに完了するとともに、対象地域を拡大し、全国における緊急輸送道路等と交差・並走する箇所の耐震対策を推進する。くわえて、復旧性を向上させる耐震補強については、首都直下地震だけではなく、今後は、南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等においても推進する。
 - 電源等の重要施設を含む鉄道施設に対する浸水対策を推進するとともに、河川氾濫や高潮等による浸水のおそれのある地下鉄道について、接続する他の地下施設と連携した浸水対策を推進する。また、豪雨により流失・傾斜のおそれがある鉄道河川橋梁^{りょう}について、洗掘防止対策や架け替え、異常検知システム設置等の豪雨対策を推進する。さらに、豪雨により斜面崩壊のおそれがある鉄道の隣接斜面について、斜面崩壊対策を推進する。
 - 鉄道の安全・安定輸送を確保するため、北海道と本州間の唯一の陸路として人流・物流を担う青函トンネルを含め、老朽化が認められる鉄道施設について、長寿命化に資する鉄道施設の補強・改良を実施し、予防保全による防災・減災対策の強化を図る。また、新幹線の土木構造物の健全性を維持・向上するため、予防保全に基づく大規模改修等により、継続的な高速旅客輸送機能の維持に取り組む。
 - 大規模自然災害の発生時に鉄道施設が被害を受け、都市間の鉄道交通が麻痺^ひすることを防ぐため、雪や大雨等の災害に強い都市間輸送手段であり、災害時には代替輸送ルートとしても機能する整備新幹線、リニア中央新幹線等の幹線鉄道ネットワークの整備を推進する。特に、超高速性により国土構造の変革をもたらす「リニア中央新幹線」の整備に当たっては、建設主体である JR 東海による整備が着実に進められるよう、国・地方公共団体等において、必要な連携・協力を行う。
 - 頻発化・激甚化する自然災害に伴う、貨物鉄道輸送の長期不通や物流網の混乱等を回避し、他の交通ネットワークの寸断時における代替手段として機能するよう、脆弱箇所を特定し、鉄道河川橋梁^{りょう}対策や隣接斜面崩壊対策を実施するなど、貨物鉄道ネットワークを強化する。また、災害時に貨物鉄道が一部寸断された場合に備え、迂回^う輸送が可能な貨物路線ルートや車両の対応規格等の確認・整理を行うとともに、長期不通が発生した場合でも、迅速、かつ、安定的に代行輸送を実施できるよう、代行輸送の拠点となる貨物駅における円滑な積替えを可能とするための施設整備を推進する。
 - 災害時の輸送安定性や安全性の向上を図るため、鉄道施設の強靱化や災害後の鉄道の早期運転再開に資する技術の開発・導入を推進する。
 - RAIL-FORCE において、最新のデジタル技術を活用した ICT 機器や災害情報システムの活用等を推進するとともに、訓練・研修・講習による隊員等の災害対応力の向上を推進する。
 - 自然災害時に閉塞した航路の早期回復を図るため、被災後の最低水面決定に必要な基

- 1 礎情報を整備する。
- 2 ○ 発災後に速やかに航路を確保できる体制を構築するため、航路啓開訓練やその結果を
- 3 踏まえた航路啓開計画の見直し・充実を図る。
- 4 ○ 海上交通ネットワークの機能停止により物流・人流へ甚大な影響が及ぶことを防ぐた
- 5 め、港湾における走 錨^{びよう} 事故の防止等に関する対策を推進する。
- 6 ○ 大規模自然災害による港湾施設の被害を軽減するため、既に老朽化が進行している施
- 7 設の性能回復を図る。
- 8 ○ 災害発生時に遠隔により被災状況を把握し、被災した港湾施設の損壊箇所の特定や技
- 9 術支援を速やかに実施するため、港湾工事における 3 次元データ活用やデータ共有を推
- 10 進する。
- 11 ○ 発災時に緊急物資や救援部隊等の海上輸送を速やかに実施し、港湾機能の早期復旧に
- 12 より社会経済活動への影響を最小化するため、衛星やドローン、カメラ等の活用により
- 13 港湾における被災状況等の災害関連情報の収集・集積の高度化を図るとともに、サイバ
- 14 ーポートを通じた関係者間の共有体制を構築する。
- 15 ○ 大規模自然災害時においても基幹的航空交通ネットワーク機能を確保するため、空港
- 16 施設の浸水対策・老朽化対策や滑走路等の耐震対策を実施する。
- 17 ○ 台風等の顕著な気象現象や火山噴火が発生した場合でも、国内外の航空輸送機能への
- 18 影響を最小限とし、空港や航空路の安全を確保するため、火山灰や乱気流等に関する防
- 19 災気象情報の活用促進や解説強化を行う。
- 20 ○ 災害発生時においても物流機能やサプライチェーンを維持するため、BCP 未策定の物
- 21 流事業者による BCP 策定や、平時からの関係者間での連絡体制構築、営業用倉庫等の物
- 22 流施設への非常用電源設備の導入支援を始めとする倉庫等の物流施設の災害対応能力の
- 23 強化、ラストマイルも含めた円滑な支援物資物流の実現に向けた取組等を推進する。
- 24 ○ 全国に設置された電子基準点の安定的な運用のため、故障・停止を未然に防ぐための
- 25 機器更新等その機能の最適化を実施する。また、災害時に長期にわたる停電が発生した
- 26 場合でも、効率的な測量や ICT 施工に資する電子基準点網を安定的に運用するための対
- 27 策を実施する。
- 28 ○ 交通インフラの健全性の監視・確認及び効率的な維持・整備を可能とする中性子非破
- 29 壊検査技術の確立に向け、可搬型小型中性子源システムの開発を引き続き推進する。
- 30 ○ 太平洋ベルト地帯の新幹線や高速道路が全て止まった際に我が国の人流・物流をどの
- 31 ように維持・体制確保するか、どのように代替性（ルート・交通手段等）を担保するか
- 32 について、計画的に事前検討する。
- 33 ○ 広域・複数・多分野のインフラを群として捉え、効率的・効果的にマネジメントする
- 34 「地域インフラ群再生戦略マネジメント」を推進し、持続可能なインフラメンテナンス
- 35 の実現を図る。

36 (主要施策)

37 【国交・総務・経産】電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策

38 【国交】道路の雪寒対策の推進

39 【国交】道路の法面・盛土の土砂災害防止対策

40 【国交】道路橋 梁^{りょう}等の耐震機能強化

41 【国交】渡河部の橋 梁^{りょう}や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策

42 【国交】道路施設の老朽化対策

43 【国交】住宅・建築物の耐震化の促進

44 【農水・国交】大規模盛土造成地等のリスク把握に関する対策

- 1 【警察】 信号機電源付加装置等の交通安全施設等の整備
- 2 【警察】 老朽化した信号機や道路標識・道路標示等の交通安全施設等の更新
- 3 【農水】 農道・農道橋等の点検・診断を踏まえた保全対策の推進
- 4 【国交】 上下水道施設の戦略的維持管理・更新
- 5 【国交】 上下水道施設の耐災害性強化
- 6 【国交】 鉄道施設の耐震対策
- 7 【国交】 鉄道の隣接斜面の斜面崩壊対策
- 8 【国交】 鉄道河川橋 梁^{りょう}の流失、傾斜対策
- 9 【国交】 鉄道施設の老朽化対策
- 10 【国交】 RAIL-FORCE 隊員の対応能力向上と資機材の ICT 化・高度化
- 11 【国交】 整備新幹線、リニア中央新幹線等の幹線鉄道ネットワークの整備推進
- 12 【国交】 港湾における走 錨^{びょう} 事故の防止等に関する対策
- 13 【国交】 港湾における老朽化対策
- 14 【国交】 港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発
- 15 【国交】 滑走路等の耐震対策
- 16 【国交】 空港ターミナルビルの吊り天井の安全対策
- 17 【国交】 空港ターミナルビルの電源設備等の止水対策
- 18 【国交】 空港における護岸嵩^{かさ}上げ・排水機能強化による浸水対策
- 19 【国交】 空港の老朽化対策
- 20 【国交】 空港無線施設等の電源設備等の浸水対策
- 21 【国交】 地域インフラ群再生戦略マネジメントの推進にかかる検討
- 22 【国交】 地域コミュニティ維持のための地域交通網確保
- 23 【国交】 道路ネットワークの機能強化対策
- 24 【国交】 大都市圏及び地方都市の環状道路の整備
- 25 【国交】 広域避難路（高規格道路等）へのアクセス強化
- 26 【国交】 道路啓開計画策定（災害に備えた関係機関との連携）
- 27 【国交】 災害時における自転車の活用の推進
- 28 【警察】 交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用
- 29 【農水】 農林道の迂回路等としての活用に係る道路管理者間の情報共有等の促進
- 30 【国交】 新幹線の大規模改修に対する引当金積立制度による支援
- 31 【国交】 効果的な航路啓開等に係る関係機関の連携の強化等
- 32 【国交】 災害発生時における港湾を活用した物流・人流ネットワークの構築と復旧・復興
- 33 体制の確保
- 34 【国交】 災害時における海上輸送ネットワークの確保のため、船舶の利用に係る関係者と
- 35 の体制構築等の推進
- 36 【国交】 迅速な航路啓開のための体制の整備
- 37 【国交】 道路システムの DX による道路管理及び情報収集等の体制強化対策
- 38 【国交】 港湾整備におけるデジタル化に関する対策
- 39 【国交】 港湾における災害情報収集等に関する対策
- 40 【国交】 安定的な位置情報インフラ提供のための電子基準点網等の耐災害性強化対策
- 41 【国交】 防災・減災、国土強靱化を担う建設業の担い手確保等に関する対策
- 42 【内閣府】 基盤整備の推進による地方創生のより一層の充実・強化

43

44 ■ 6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

45

6-1) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

(推進方針)

- 復興まちづくりのための事前準備に未着手の地方公共団体に対して取組着手を促進するとともに、優良な事例やガイドラインの周知等により、既に復興事前準備に取り組んでいる地方公共団体についても、事前復興まちづくり計画の策定等、各種取組内容が充実するよう支援する。また、こうした地方公共団体の取組については、地域の特性に応じた復興まちづくりを計画的に進めていくための取組となるよう留意する。
- 大規模災害からの復興に際して、実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等について、事前の備えとして地方公共団体等へ情報展開を行う。
- 地域の活動組織が実施する森林の保全管理や山村活性化の取組を通じて、地域の防災・減災に資する山村コミュニティの維持・活性化を推進する。
- 被災者が必要としている支援制度等を一元的に集約したデータベースを整備する。
- サプライチェーン寸断や生活・経済に関わる施設等被害を抑制するため、これらの活動の基盤となる道路・鉄道施設等の耐災害性強化や流域治水対策等の取組を引き続き事前防災対策として推進する。
- 災害時には、被災地の地場産業の早期復興を支援する取組を講ずる。

(主要施策)

【国交】復興事前準備の推進

【内閣府】円滑な復旧・復興に向けた取組の強化

【農水】山村コミュニティによる森林整備・保全活動等の推進

【農水】地域の共同活動による防災・減災の取組の推進

【国交・農水】流域治水対策（河川、砂防、下水道、海岸）

【国交】道路ネットワークの機能強化対策

【国交】鉄道施設の老朽化対策

6-2) 災害復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

(推進方針)

- 頻発する大規模災害に対応するため、災害で得られた教訓等を収集・展示し、国民・地域住民や公共団体への普及啓発等を実施するとともに、防災に係る専門家の育成等を進める。
- 被災者支援の災害復旧を下支えする一般ボランティアについては、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置し調整を図ることが一般化しているが、近年では、専門性を有する NPO 等の連携を図る災害中間支援組織の重要性も高まっていることから都道府県域における災害中間支援組織の組織化率を高める。
- 小規模市町村を中心とした被災市町村において復旧・復興を支える人材の不足に対応するため、都道府県等で復旧・復興に必要な中長期派遣に係る技術職員をあらかじめ確保する。
- 事前防災や復旧復興を担う建設産業は高齢者の割合が高い産業構造となっており、将来的に高齢者の大量離職が見込まれる。担い手不足に対応し、優れた技術を次世代に継

- 承するため、中長期的な担い手の確保・育成、最新のデジタル技術の活用による生産性の向上等に係る取組や、適正な請負契約の推進といった環境づくりを進める。
- 大規模災害発生時における迅速な復旧を図るため、特に被災経験が少ない地方公共団体職員を中心とした技術力向上のための研修や、分かりやすいマニュアル・手引の作成等を推進する。
 - 復興まちづくりのための事前準備に未着手の地方公共団体に対して取組着手を促進するとともに、優良な事例やガイドラインの周知等により、既に復興事前準備に取り組んでいる地方公共団体についても、事前復興まちづくり計画の策定等、各種取組内容が充実するよう支援する。
 - 現場技術者の立入りが容易ではない災害現場においても、被災した防災インフラの機能を早期復旧するため、自動化・遠隔化・ICT 施工技術の普及促進や必要となる人材・資機材を確保する。
 - 自然災害から住宅・建物並びに土木構造物の被害を抑制するため、住宅や各種公共施設の耐災害性強化や流域治水対策等の取組を引き続き事前防災対策として推進する。
 - 各種行政システムとそれを扱う人材・資機材のバックアップ体制を官民連携の下に構築する。
 - 地域内に生産拠点を有する企業は、地域コミュニティの一員として、地域の各種防災計画・取組に参画する。
 - 国内における大規模インフラ建設案件の減少に対応し、建設、維持管理・更新技術の伝承、技術力維持のために海外における高度な技術力を要するプロジェクトの発掘を推進する。

(主要施策)

【総務】技術職員の充実による市町村支援・中長期派遣体制の強化

【国交】防災・減災、国土強靱化を担う建設業の担い手確保等に関する対策

【国交】自動施工技術を活用した建設現場の省人化対策

【内閣府】円滑な復旧・復興に向けた取組の強化

【内閣府】防災に関する知識及び技術の普及

【内閣府】災害ボランティア等の多様な主体との連携促進

【国交】復興事前準備の推進

【国交・農水】流域治水対策（河川、砂防、下水道、海岸）

【国交・総務・経産】電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策

【国交】鉄道施設の耐震対策

6-3) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(推進方針)

- 継続的に災害廃棄物の仮置場として適用可能な土地をリストアップするとともに、災害発生時に確実に運用できるよう準備を進めるなどの取組を通じ災害廃棄物処理計画の実効性の確保に取り組む。
- 適切な老朽化対策の実施等により、災害時にも自立稼働が可能で、かつ十分な処理能力を有するごみ焼却施設の導入を引き続き進める。
- 有害廃棄物を含めた災害廃棄物の処理計画や関連技術に係る被災地のノウハウを広く情報共有し、全体の対応能力の強化を図るため、研修・訓練・演習等を継続して実施し、人材育成を進める。

- 南海トラフ地震や首都直下地震等を想定した災害廃棄物の広域処理について、産業廃棄物業者の活用やリサイクル受入先、処分場の選定も含め、県域を越えた処理の実施も視野に、あらかじめ整理する。

（主要施策）

【環境】一般廃棄物処理施設の防災機能の向上への支援

【環境】災害廃棄物対策指針に基づく自治体による災害廃棄物処理計画の作成支援

【環境】廃棄物処理技術と教育・訓練プログラムの開発

【環境】災害廃棄物仮置場整備の支援

【財務】地方公共団体に対する国有財産を活用した廃棄物仮置き場や避難場所確保等支援

【環境】災害時における二次災害防止のための有害廃棄物対策

【厚労】医療施設の耐震化

6-4）事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

（推進方針）

- 土地取引の活性化や公共事業、まちづくり及び災害復興の円滑化等のため、法務局において作業困難度の高い都市部の地図混乱地域の地図作成事業を推進する。また、法務局における地図作成事業につき、次期地図整備計画の策定に向けた基本方針に基づき、令和7年度以降の事業実施地区を決定する。
- 全国には、依然として長期間相続登記等がされていない土地が多数存在することから、法務局において、長期間相続登記等がされていない土地の解消事業を実施するとともに、令和6年4月に施行された相続登記の申請義務化を始めとする不動産登記情報を最新化させる取組を着実に進める。
- 「第7次国土調査事業十箇年計画」（令和2年5月閣議決定）に基づき、土地境界等を明確化する地籍調査について、より円滑かつ迅速に進める方策を講じつつ推進する。
- 全国の各ブロックで設立されている土地政策推進連携協議会等の場を通じて、市町村等に対して、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）に基づく制度の周知を行い、対策計画の作成制度、地域福利増進事業、管理の適正化のための勧告・命令・代執行制度等の活用を促進する。
- 第7次国土調査事業十箇年計画に基づき、人口集中地区及びその周辺地域において、土地履歴調査を進める。また、調査成果を広く活用してもらうために、活用手法の周知等の普及啓発を引き続き行う。
- 国・地方公共団体等が、大規模自然災害が発生した直後から、被災状況を把握・整理する機能を維持するため、空中写真の緊急撮影等により災害対応に資する地理空間情報（G空間情報）を整備・提供するとともに、平時から電子国土基本図、国土数値情報等の基本的な地理空間情報、自然災害と地形の関係を表わした全国活断層帯情報等の防災地理情報を整備・更新・提供する。また、国土地理院や国・地方公共団体等が整備したデジタルの測量成果を保管し、これらの統合的な検索・閲覧・入手を可能とする。
- 家屋の被災状況把握や保険金支払の迅速化に向けて、ITの活用を図る。

（主要施策）

【法務】長期相続登記等未了土地の解消作業

【法務】法務局地図作成事業

- 1 【国交】 災害後の円滑な復旧・復興を確保するための地籍調査の推進
- 2 【法務・国交】 所有者不明土地対策の推進
- 3 【国交】 国土調査（土地分類基本調査・水基本調査）
- 4 【国交】 安定的な位置情報インフラ提供のための電子基準点網等の耐災害性強化対策
- 5 【国交】 防災・減災及び災害対応に資する地理空間情報の整備
- 6 【国交】 復興事前準備の推進
- 7 【国交】 防災・減災、国土強靱化を担う建設業の担い手確保等に関する対策

6-5) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

（推進方針）

- 国民の財産である文化財について、構造の安全性を保持するための適切な周期での必要な修理・耐震診断・耐震補強工事、防火性向上のための消火栓・放水銃等の防火施設の整備、石垣等の地盤の崩落防止措置等を行うことにより、当該文化財への被害を軽減するとともに、見学者等の安全を確保する。
- 大規模火災の発生による建物等の焼失発生を防止するためには、火災発生を防ぐことが重要であることから、最先端の設備を含む最適な防災・防火設備を取り入れた「首里城正殿の防火対策」を推進する。
- ニホンジカ等による下層植生の衰退や裸地化に伴う土砂災害等を防止し、健全な森林生態系を保全するため、適正な鳥獣保護管理を推進する。
- 生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能をいかす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。
- 個々の地域において保存していくべき地域資源や自然環境の魅力を高めていくための取組を推進する。
- 都市部地方部問わず、コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物等有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を保っていく必要がある。そのため、平時から地域での共同活動等を仕掛ける。
- 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなることが、生活文化・民俗文化の喪失につながることを回避していくため、地方創生の取組等、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取り組む。

（主要施策）

- 【文科】 国指定等文化財の耐震対策・防災施設の整備
- 【文科】 史跡・名勝・天然記念物の水害・老朽化対策
- 【文科】 博物館資料の保管環境整備の推進
- 【文科】 重要伝統的建造物群保存地区における防災対策
- 【環境】 利用者の安全確保及び森林等の荒廃の拡大を防ぐ自然公園等の整備

6-6) 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

1 **（推進方針）**

- 2 ○ 災害発生時に、訪日外国人が必要とする災害の状況に応じた正確な情報発信（公共交
3 通機関の状況に関する情報発信、観光施設の営業状況に関する問合せ対応等）を行う。
4 ○ 大規模災害時における、金融決済機能の継続性の確保のためには、金融機関における
5 BCP の策定及びその実行性の確保が必要であり、策定された BCP の実行性の検証等を継
6 続的に実施していく。
7 ○ 金融機能の停止による信用の不安の発生リスクの低減策として、災害時の情報発信手
8 段を複数確保する。
9 ○ 中小企業における生産情報・顧客情報・経理情報等について、デジタル技術を用いて
10 把握・管理するなど、災害時のバックアップ体制を確保する。
11 ○ 我が国の国際的風評被害を防ぐため、多言語による災害情報発信を行う。
12 ○ 外国人が災害時に的確な避難行動ができるよう、知識の普及、避難情報の多言語対応、
13 地域コミュニティへの参画を推進する。
14 ○ 様々な自然災害から国民の生命や財産を守り、また発災後の救助・救急・被災者支
15 援・災害復旧等の各種活動の迅速化・円滑化を図ることで、国家経済へ甚大な影響が生
16 ずることを抑制するとともに、各種公共施設の耐災害性強化・防災機能確保、流域治水
17 対策、交通ネットワークの機能強化、非常用電源設置、BCP 策定促進等の取組を引き続
18 き事前防災対策として推進する。
19 ○ 大規模自然災害発生時においても、国民生活や経済活動を可能な限り支えられるよう、
20 損害保険会社が、災害保険を消費者等に安定供給できる態勢とするために、収益管理や
21 再保険等の活用を含めたリスク管理の高度化および持続可能なビジネスモデルの構築に
22 向けた対話を損害保険会社と行うとともに、損害保険会社が提供する災害保険や民間の
23 防災・減災サービスの活用、それに向けた啓蒙活動の更なる強化等について、関係者と
24 対話を進める。

25
26 **（主要施策）**

- 27 【国交】外国人旅行者に対するウェブサイト等での災害情報の発信
28 【金融】金融機関における国内外への情報発信
29 【金融】金融庁における国内外への情報発信
30 【金融】金融機関における BCP の策定・実効性の検証、非常時参集要員体制の整備
31 【金融】災害保険や民間の防災・減災サービスの活用・啓蒙活動の強化

※●については、確認中、精査中であり、今後記載する。

第3章 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の進捗管理

5か年加速化対策に関しては、進捗状況のフォローアップを定期的に行い、その結果を公表するものとされていることを受けて、年次計画において、5か年加速化対策の進捗状況を、関係府省庁からの報告に基づき以下のとおり取りまとめた。

1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の進捗状況（事業費ベース）

5か年加速化対策全体でおおむね15兆円程度の事業規模（財政投融资の活用や民間事業者等による事業を含む）を目途としていたところ、最終年の5年目となる令和7年度当初予算までに約●.●兆円（精査中）の事業規模（うち国費約●.●兆円（精査中））が確保された。

区分	事業規模の目途 ＜閣議決定時＞	事業規模 ＜令和7年度時点＞	うち国費 ＜令和7年度時点＞
防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策	おおむね 15兆円程度	約●.●兆円 (精査中)	約●.●兆円 (精査中)
1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策	おおむね 12.3兆円程度	約●.●兆円 (精査中)	約●.●兆円 (精査中)
2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策	おおむね 2.7兆円程度	約●.●兆円 (精査中)	約●.●兆円 (精査中)
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進	おおむね 0.2兆円程度	約●.●兆円 (精査中)	約●.●兆円 (精査中)

※ 5か年加速化対策全体のおおむね15兆円程度の事業規模のうち、国費はおおむね7兆円台半ば

※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

※ 府省庁別の支出済額等（令和5年度決算完了時点）は別途集計作業を行っており、令和7年6月を目途に公表予定

2 123対策の進捗状況

123対策（161施策）ごとに設定した中長期の目標の達成に向けて、個別に進捗状況を把握・管理することとしており、評価の在り方を踏まえ、5か年加速化対策の実施状況の把握のため、「4 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策施策別評価シート」の取りまとめを行った。

（1）KPIに基づく目標達成の見通し

123対策（161施策）のうち、●●施策（精査中）が「目標達成の見込み」、●●施策（精査中）が「課題対応次第で達成可能」との見通しが示されている。一方、残りの●施策（精査中）については5か年加速化対策の期間中には「達成困難」の見通しであり、施策推進に当たり直面した課題を踏まえ、改善策など今後の取組方針について検討することとしている。各施策が直面している主な課題は、以下のとおりである。

- ・豪雨や地震災害等の発生に伴う工事等の手戻りへの対応
- ・老朽化の進行に伴う追加対応箇所への対応
- ・昨今の資材価格や人件費の高騰に伴うコスト増大・工期延伸への対応
- ・事業実施環境（地権者・民間企業等の関係者との調整、地質等の現場条件の変更等）の変化に伴うコスト増大・工期延伸への対応
- ・連携する団体や民間企業の財政・経営状況の変化に伴う進捗遅れへの対応 等

	達成見込み		課題対応 次第で 達成可能	達成困難	
	達成済	今後	継続	目標 再設定 (済)	目標 再設定 (未)
防災・減災、国土強靱化のための5 か年加速化対策	●施策 (精査中)	●施策 (精査中)	●施策 (精査中)	●施策 (精査中)	●施策 (精査中)
1 激甚化する風水害や切迫する大 規模地震等への対策	●施策 (精査中)	●施策 (精査中)	●施策 (精査中)	●施策 (精査中)	●施策 (精査中)
2 予防保全型インフラメンテナ ンスへの転換に向けた老朽化対策	●施策 (精査中)	●施策 (精査中)	●施策 (精査中)	●施策 (精査中)	●施策 (精査中)
3 国土強靱化に関する施策を効率 的に進めるためのデジタル化等の 推進	●施策 (精査中)	●施策 (精査中)	●施策 (精査中)	●施策 (精査中)	●施策 (精査中)

5

6

(2) 取組事例と効果発現の状況

7

8

9

10

5 か年加速化対策の計画期間である令和3年以降から令和6年度までの間、度重なる線状降水帯の発生等による集中豪雨や台風による豪雨、令和6年能登半島地震に見られるような大規模な地震が発生する中、ハード・ソフト両面から施策の推進を図り、防災・減災効果を発現している。

11

12

13

一方、更なる効果発現に向けては、ハード対策相互あるいはハード・ソフトの施策間の連携強化等の課題もあり、今後はこれらの課題にも対応しながら、更なる効率的・効果的な対策推進を図ることが重要である。

14

対策の区分ごとの特筆すべき事項は以下のとおりである。

15

16

1) 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

17

① 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策

18

19

20

21

22

気候変動の影響等により豪雨等の災害外力が増大する中、流域治水プロジェクトの進展に伴い、河道掘削やダムの事前放流、雨水排水施設の整備等の進捗が図られ、浸水被害が大きく軽減するなどの効果が確認されている。また、ハード対策で対応できないケースにおいても、ハザードマップの充実により早期避難を促すことで人的被害の軽減に寄与するなど、施策間の連携による相乗効果が発揮・期待されている。

23

24

25

震度6規模の大規模地震に対しても、耐震対策を講じた建築物や文化財が倒壊を免れたほか、鉄道高架橋の耐震化が進み、構造物の機能が確保されるなど、事前防災を行ったものについては、人命・財産の被害を防止・低減する効果が着実に発揮されている。

26

27

28

29

個別の対策実施に当たっては、現場の地域特性や対策内容を考慮し、例えば、現場発生材を活用可能とする新技術の活用によるコスト縮減や、3次元点群データ・BIM/CIMの活用による工期短縮・省人化を図るなど、目標達成に向けた工夫がなされている。

30

② 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策

31

32

33

豪雨や大規模地震等の災害に対し、道路・上下水道・通信等のライフラインの耐震化や土砂災害対策等により、各施設の耐災害性を向上するとともに、リダンダンシーを確保することで被災箇所を迂回するネットワークが機能を発揮するなど、国民経済・生活

への影響を軽減するといった効果が発揮されている。

個別の対策実施に当たっては、現場の地域特性や対策内容を考慮し、例えば、道路の土砂災害対策に当たり隣接する砂防事業と連携して対策を講じたほか、市町村の枠を越えた広域連携による効率化、プレキャスト工法の活用、現場周辺で発生する資材の活用（港湾背後の工場から発生する銅スラグの活用等）を図るなどにより、コスト縮減や工期短縮に向けた工夫を行っている。

2）予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策

定期的な点検・診断の結果や耐用年数等を踏まえ、長寿命化計画等に基づき計画的に対策を推進しており、対策実施に当たっては、樋門・樋管の更新にあわせて無動力化（緊急時の操作が不要なフラップゲートの活用等）を図ることでゲート操作員の担い手不足への対応を図るなど、人口減少・少子高齢化等の社会課題に対応した持続可能な体制への転換を図っている。これにより、ゲート操作員の負担が軽減されるとともに確実な操作が可能となり、地域の安全性の向上にもつながっている。

また、修繕・更新に当たっては、腐食対策や新技術の活用などによりライフサイクルの長期化を図り、トータルコストを縮減するなど、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた様々な工夫が凝らされている。

3）国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進

デジタル技術の活用により、災害時における対応の迅速化や省人化が実現している。例えば、河川や道路の遠隔監視・操作が可能となることで、洪水時の排水機場等の遠隔操作や積雪時の立ち往生車両の早期発見・対応が可能となり、被害の拡大を抑制する効果が発揮されているほか、多くの施設を集中管理することで更なる迅速化・省人化も期待されている。

また、デジタル化により収集・蓄積される様々なデータを活用することにより、災害対応の高度化が図られている。例えば、線状降水帯の予測精度向上等、防災気象情報の高度化により住民の早期避難が可能となり、被害軽減につながっているほか、ダム的事前放流の計画的な実施により浸水防止に大きく貢献している。また、令和6年能登半島地震では、ETC2.0等の車両の位置情報を基に災害時の交通障害に伴う渋滞状況を検出し、救援救助や復旧に当たる車両を優先的に通行可能とする運用を行うなど、災害対応の強化につながっている。

さらに、これらのデータをプラットフォームとして連携する取組も進展し、研究開発の促進やインフラの事前防災対策の強化、維持管理の高度化に向けた取組を進めるための環境構築が進んでおり、今後、府省庁の垣根を超えたデータ活用により、更なる防災対策の高度化が期待される。

このように、国土強靱化施策の効率化に留まらず、「人命・財産の被害を防止・最小化するための対策」や「交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策」と相まって災害対応の高度化が図られている。

以上の効果発現状況を踏まえ、引き続き目標達成に向けて着実に5か年加速化対策を推進する必要がある。また、更なる効果発現を図る観点からハード・ソフトの両面から幅広い関連施策を一体的に推進するとともに、災害経験から得られた知見を踏まえた対策の充実・強化を図っていくことが求められる。

また、現下の資材価格や人件費の高騰、地元調整の難航、施工段階における調査段階から

の現場条件の変更、新型コロナウイルス禍を背景とした民間企業の経営悪化に伴う計画的な事業執行の乱れ等の課題に対応し、激甚化・頻発化する大規模災害に対し、早期により大きな効果を発現するため、引き続き、コスト縮減や工期短縮、効果増大に資する様々な工夫を凝らしていくことが重要である。

3 今後の課題

5か年加速化対策の着実な推進により、上記に記したような効果が着実に表れている一方、令和6年能登半島地震、令和6年9月の奥能登豪雨をはじめ、自然災害が、激甚化・頻発化する中、以下の課題が認識されており、災害から得られた経験を踏まえつつ、今後の実施中期計画に基づく取組を着実に進める必要がある。

(主な課題認識)

- ・気候変動を背景に激甚化・頻発化する豪雨災害への備えの強化
- ・切迫性が高まる首都直下地震や南海トラフ巨大地震対策の推進
- ・加速度的に進行するインフラ老朽化への対応
- ・人口減少、少子高齢化が進む地方における効率的かつ効果的な対策の推進
- ・人材確保への対応と革新的技術の活用 等

4 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 施策別評価シート

<留意事項>

(2. 予算の状況(加速化・深化分))

- ・ 予算額(国費)については、金額を四捨五入した上で、百万円単位で記載している。
- ・ 令和6年度、7年度の予算額(国費)について、令和5年度補正予算、令和6年度補正予算によって緊急対応枠分が措置された対策については、その金額も含めて記載している。ただし、令和7年度の予算額(国費)について令和6年度補正予算により措置された緊急防災枠分は含まない。
- ・ 執行済額(国費)については、金額の百万円未満を切り捨てた上で、百万円単位で記載している。
- ・ 執行済額(国費)の令和4年度分、令和5年度分については、予算の繰越や集計時点が令和5年度途中(令和4年度決算完了時点)であった等の理由により、今後変わることがある。
- ・ 金額の四捨五入や端数切捨てのため、各年度の合計値と累計値が合わない場合がある。

(3. 重要業績評価指標(KPI)等の状況)

- ・ 各KPI、指標等の各年度の数値については、調査が未実施あるいは調査中のため記載されていない場合がある。
- ・ 5か年加速化対策に関する中長期的な見通しを示す指標や5か年加速化対策の重要業績評価指標(KPI)の補完的な指標等として、補足指標等を掲載している場合がある。
- ・ <目標達成見通し判断の考え方>として掲載しているグラフの横軸については、一律に加速化・深化分の予算額(累計)あるいは予算執行額(累計)としているが、実際には加速化・深化分以外の予算等を活用して対策を実施している場合がある。

※防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 施策別評価シートについては、予算の支出済額や目標の達成見込み等について精査中のため、年次計画2025（素案）には掲載していない。

今後、年次計画2024において示した内容について、主に以下の項目を更新した施策別評価シートを掲載予定

- 「2. 予算の状況（加速化・深化分）」の更新
- 「3. 重要業績評価指標（KPI）等の状況」
 - 表（指標、現状値（年度）、進捗値、目標値（年度）等）
 - KPI の定義・対策との関係性、対策以外の要素の影響
 - 目標達成の見通し
- 「4. 整備効果事例」

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22

国土強靱化年次計画2025

附属資料（別紙）

（別紙１）施策・指標一覧

（別紙２）国土強靱化推進本部に報告すべき国の他の計画等一覧

※（別紙１）については実施中期計画に係る調整状況も踏まえて精査・検討中であり、今後（案）の段階で掲載を予定。

※（別紙２）については、各計画の最新の検討状況を反映するため、今後（案）の段階で掲載を予定。